

## 株式交換に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示書面)

2021 年 9 月 13 日

株式会社神鋼環境ソリューション

2021 年 9 月 13 日

## 株式交換に関する事前開示書面

神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号  
株式会社神戸製鋼環境ソリューション  
代表取締役社長 大瀧 敬織

当社は、2021 年 8 月 5 日開催の取締役会決議により、同日付で株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といい、当社と総称して「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021 年 11 月 1 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、神戸製鋼所においては会社法第 796 条 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 のとおりです。

#### 2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 号第 1 号）

##### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

|                     | 神戸製鋼所<br>(株式交換完全親会社)        | 当社<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|-----------------------------|-------------------|
| 本株式交換に係る割当比率        | 1                           | 4.85              |
| 本株式交換により交付する<br>株式数 | 神戸製鋼所の普通株式：31,982,287 株（予定） |                   |

##### （注 1）株式の割当比率

神戸製鋼所は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株に対して、神戸製鋼所の普通株式（以下「神戸製鋼所株式」といいます）4.85 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において神戸製鋼所が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議し合意の上、変更することがあります。

##### （注 2）本株式交換により交付する神戸製鋼所の株式数

神戸製鋼所は、本株式交換に際して、神戸製鋼所が当社の発行済株式（ただし、神戸製鋼所が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主

をいうものとし、神戸製鋼所を除きます。) に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の神戸製鋼所株式を割当交付いたします。本株式交換によって交付する神戸製鋼所株式には、新たに発行する神戸製鋼所株式を使用する予定です(ただし、神戸製鋼所の判断により、上記に従い割当交付される神戸製鋼所株式の一部として、神戸製鋼所が保有する自己株式を充当する可能性があります。)。なお、当社は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。そのため、本株式交換により割当交付する予定の上記普通株式数については、当社が保有する自己株式(2021 年 3 月 31 日現在 4,314 株)に対し神戸製鋼所株式を割当交付することを前提としておりません。本株式交換により割当交付する神戸製鋼所株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式(100 株未満の株式)を保有することとなる当社の株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、神戸製鋼所の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本効力発生日以降、神戸製鋼所の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(i) 単元未満株式の買増制度(100 株への買増し)

会社法第 194 条第 1 項及び神戸製鋼所の定款の定めに基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、神戸製鋼所に対しその保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元(100 株)となる普通株式を売り渡すことを請求し、これを神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取請求制度(100 株未満の株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の定めに基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、神戸製鋼所に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

2021 年 3 月下旬に神戸製鋼所から当社に対して本株式交換の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、神戸製鋼所が当社を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上の観点で最善と考えるに至りました。

神戸製鋼所及び当社は、本株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、神戸製鋼所はみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)

を、当社は SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

神戸製鋼所においては、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から 2021 年 8 月 4 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、神戸製鋼所が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、神戸製鋼所の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である SMBC 日興証券から 2021 年 8 月 4 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、当社が神戸製鋼所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、神戸製鋼所との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」②「利益相反を回避するための措置」に記載の通りです。）からの指示、助言及び 2021 年 8 月 4 日付で受領した答申書等を踏まえて、神戸製鋼所との間で複数回に亘り本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、神戸製鋼所及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーから受けた助言等を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上で、両社間で本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意し、本日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、本日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

## (ii) 算定に関する事項

### (ア) 算定機関の名称並びに両社との関係

神戸製鋼所の第三者算定機関であるみずほ証券は、神戸製鋼所及び当社並びに本株式交換からは独立した算定機関であり、神戸製鋼所及び当社の関連当事者には該当しません。

みずほ証券、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀

行」といいます。)及びみずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」といいます。)は、神戸製鋼所の株主たる地位を有しており、また、みずほ証券及びみずほ信託銀行は当社の株主たる地位も有しておりますが、みずほ証券の社内において、ファイナンシャル・アドバイザー業務及び神戸製鋼所株式の価値算定業務を担当する部署と神戸製鋼所及び当社の株式を保有する同社の別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、みずほ銀行及びみずほ信託銀行における神戸製鋼所及び当社の株式を保有する同行の別部署との間においても情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことです。これらの措置により、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務及び神戸製鋼所株式の価値算定業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ証券、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の神戸製鋼所及び当社の株式を保有する別部署とは独立した立場で神戸製鋼所の株式価値の算定を行っているとのことです。

また、みずほ銀行は、神戸製鋼所及び当社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式交換に関して神戸製鋼所及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。

神戸製鋼所は、みずほ証券の社内並びにみずほ銀行及びみずほ信託銀行の神戸製鋼所及び当社の株式を保有する別部署との情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が構築されていること、神戸製鋼所とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を神戸製鋼所及び当社並びに本株式交換から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

当社の第三者算定機関である **SMBC 日興証券**は、神戸製鋼所及び当社から独立した算定機関であり、神戸製鋼所及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員である **SMBC 日興証券**及び株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)は、神戸製鋼所及び当社の株主たる地位を有しており、また、三井住友銀行は神戸製鋼所及び当社に対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関して神戸製鋼所及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。**SMBC 日興証券**によれば、**SMBC 日興証券**の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザー業務並びに神戸製鋼所及び当社株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、**SMBC 日興証券**と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること、当社と **SMBC 日興証券**の間において、一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しており第三者算定機関としての独立性が確保されていること、また、**SMBC 日興証券**は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、当社が **SMBC 日興証券**に対して、神戸製鋼所及び当社の株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、**SMBC 日興証券**を神戸製鋼所及び当社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

#### (イ) 算定の概要

みずほ証券は、神戸製鋼所については、同社が株式会社東京証券取引所(以下「東京

証券取引所」といいます。)市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第一部に上場しており、また当社については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法(2021年8月4日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、東京証券取引所における算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値の平均値)を、また、神戸製鋼所及び当社いずれについても比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、神戸製鋼所及び当社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて算定を行ったとのことです。

神戸製鋼所の1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における当社の評価レンジは以下のとおりとのことです。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価法   | 3.49～3.92   |
| 類似会社比較法 | 1.56～5.19   |
| DCF法    | 1.60～6.30   |

みずほ証券は、株式価値の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。両社並びにその関係会社の資産又は負債(デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。両社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としているとのことです。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2021年8月4日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、みずほ証券の算定は、神戸製鋼所の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。一方、神戸製鋼所の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、神戸製鋼所は、経常利益において、2022年3月期と2024年3月期にそれぞれ前年度に対して3割以上の大幅な増益を見込んでおります。2022年3月期の増益は、鉄鋼事業での販売数量の増加、機械系を中心としたコスト削減、鉄鋼アルミや素形材における在庫評価影響の改善等によるもの、2024年3月期の増益は、新たな発電所の通期稼働による電力セグメントの損益改善、自動車軽量化素材の需要増による素形材セグメントの損益改善等によるものです。また、神戸製鋼所及び当社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、SMBC日興証券は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在していることから、

市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2021年8月4日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間（2021年7月5日から2021年8月4日まで）、3ヶ月間（2021年5月6日から2021年8月4日まで）及び6ヶ月間（2021年2月5日から2021年8月4日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

当社については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2021年8月4日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における1ヶ月間（2021年7月5日から2021年8月4日まで）、3ヶ月間（2021年5月6日から2021年8月4日まで）及び6ヶ月間（2021年2月5日から2021年8月4日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、日立造船株式会社、栗田工業株式会社、株式会社タクマ、メタウォーター株式会社、オルガノ株式会社、三菱化工機株式会社、株式会社ダイキアクシス及び野村マイクロ・サイエンス株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、当社が作成した2022年3月期から2026年3月期までの財務予測に基づく2022年3月期以降に当社が創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は6.51%～7.95%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しております。また、永久成長法では永久成長率として-0.25%～0.25%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして7.4倍～9.0倍を使用しております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、SMBC日興証券がDCF法の採用に当たり前提とした当社の事業計画の各期において、大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対する神戸製鋼所の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法      | 株式交換比率の算定結果 |
|-----------|-------------|
| 市場株価法     | 3.67～3.92   |
| 類似上場会社比較法 | 3.91～5.00   |
| DCF法      | 3.97～5.85   |

（注）SMBC日興証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全

性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき神戸製鋼所及び当社において一切認識されていないことを前提としております。また、神戸製鋼所及び当社並びにその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、神戸製鋼所及び当社並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC 日興証券が、株式交換比率算定書で使用している当社の事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率算定書において、SMBC 日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC 日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、SMBC 日興証券の算定結果は、SMBC 日興証券が当社の依頼により、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、SMBC 日興証券が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

## (2) 交換対価として神戸製鋼所株式を選択した理由

神戸製鋼所及び当社は、本株式交換の対価として、神戸製鋼所株式を選択いたしました。

神戸製鋼所株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引されており、本効力発生日後も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

本株式交換により、その効力発生日である 2021 年 11 月 1 日（予定）をもって、当社は神戸製鋼所の完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、2021 年 10 月 28 日に上場廃止（最終売買日は 2021 年 10 月 27 日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される神戸製鋼所株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されており、本効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において当社株式を 21 株以上所有し、本株式交換により神戸製鋼所の単元株式数である 100 株以上の神戸製鋼所株式の割当てを受ける株主の皆様は、その所有する当社株式の数に応じて一部単元株式数に満たない神戸製鋼所株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の神戸製鋼所株式については引き続き東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において 21 株未満の当社株式を所有する株主の皆様には、単元株式数に

満たない神戸製鋼所株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、神戸製鋼所の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記(1)「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2021年10月27日(予定)までは、東京証券取引所市場第二部において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

### (3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

#### ① 公正性を担保するための措置

神戸製鋼所及び当社は、神戸製鋼所が、2021年3月31日現在、当社株式9,521,400株(2021年3月31日現在の発行済株式(自己株式を除く。))の総数16,115,686株に占める割合(以下「所有割合」といいます。)にして59.08%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)、また、神戸製鋼所が議決権行使の指図権を留保しているみずほ信託銀行株式会社(退職給付信託神戸製鋼所口)名義の株式3,403,200株と合計すると、神戸製鋼所が保有する議決権の当社の総議決権数に占める比率(以下「議決権割合」といいます。)は80.20%(小数点以下第三位を四捨五入。以下議決権割合の計算において同じです。)となります。)を保有し、当社は神戸製鋼所の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### (i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、神戸製鋼所はみずほ証券を、当社はSMBC日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、2021年8月4日付で、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。当該算定書の概要については、上記(1)「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」②「本株式交換に係る割当ての算定根拠等」(ii)「算定に関する事項」の(イ)「算定の概要」をご参照ください。

なお、神戸製鋼所及び当社はいずれも、第三者算定機関から本株式交換比率が財務の見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

#### (ii) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、神戸製鋼所は西村あさひ法律事務所を、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、各々本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、神戸製鋼所及び当社から独立しており、神戸製鋼所及び当社との間に重要な利害関係を有していません。

ん。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、神戸製鋼所が、本日現在、当社株式 9,521,400 株（所有割合 59.08%、神戸製鋼所が議決権行使の指図権を留保しているみずほ信託銀行株式会社（退職給付信託神戸製鋼所口）名義の株式 3,403,200 株と合計した場合の議決権割合 80.20%）を保有し、当社は神戸製鋼所の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

(i) 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は 2021 年 3 月下旬に神戸製鋼所から本株式交換の申入れを受けたことを受け、2021 年 4 月 26 日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており、支配株主である神戸製鋼所及び当社との間で利害関係がなく、当社の社外取締役として当社の事業内容や経営課題等について相当程度の知見がある者として、本株式交換の検討を行う適格性を有すると判断され、かつ、当社の 2021 年 6 月開催予定の第 67 回定時株主総会の終結の時をもって退任する予定のなかった坂井慶氏（弁護士、至誠総合法律事務所）及び石田道明氏（元シスメックス株式会社上席執行役員）、並びに支配株主である神戸製鋼所及び当社との間で利害関係がなく、M&A 業務に携わる専門家として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）の 4 名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。高橋明人氏は長年に亘り企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有することから、長谷川臣介氏は公認会計士としての経験を通じて培った財務及び会計に関する知見を有することから、また、両名とも他類似案件において特別委員会の委員を務めた経験を有することから、それぞれ社外有識者として本特別委員会の委員に選定いたしました。なお、当社は、当初からこの 4 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず固定額の報酬を支払うものとされております。

その上で、当社は、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が当社の企業価値向上に資するか否かを含む。）、(b)本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本株式交換において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)上記(a)から(c)の他、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社は本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体と位置付け、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行わないことといたしました。

さらに、当社は、本特別委員会の設置に係る当社取締役会において、本特別委員会に対して、(a)本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する（その場合の合理的な費用は当社が負担するものとされています。）、又は、当社のアドバイザーを承認（事後承認を含む。）する権限、(b)当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、及び(c)本特別委員会が必要と認める場合には、神戸製鋼所との間で本株式交換の取引条件等の協議及び交渉を行う権限を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年4月26日に開催された第1回の特別委員会において、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、当社において、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の取締役につき、神戸製鋼所との間での利害関係の観点から問題がないことを確認し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2021年4月26日から2021年8月4日までの間に、委員会を合計14回開催した他、当社事務局や各アドバイザー等を通じて情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討にあたり、当社の経営陣との間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、当社を取り巻く事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続き及び内容等について質疑応答を行っており、また、SMBC日興証券から、株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明や適時神戸製鋼所との交渉状況の報告を受けた上で、神戸製鋼所に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行う等して、神戸製鋼所との間の株式交換比率の交渉に参画しております。また、本特別委員会は、神戸製鋼所に対してインタビューを実施し、KOBELCOグループ（神戸製鋼所を中核企業とした企業グループをいいます。以下同じです。）における当社の位置付け、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的及び本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けるとともに、神戸製鋼所に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております。加えて、当社は、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYストラテジー」といいます。）に対して、神戸製鋼所に対する財務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、EYストラテジーより財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行っております（本特別委員会はEYストラテジーが神戸製鋼所及び当社の間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）。さらに、本特別委員会は、当社事務局や各アドバイザー等から提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会

は、神戸製鋼所と当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、神戸製鋼所から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方法等について協議を行い、当社に意見する等して、神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a)本株式交換を通じた、神戸製鋼所による当社の完全子会社化のための取引（以下「本取引」といいます。）の目的は合理的と認められる（本取引は当社の企業価値向上に資するものである）旨、(b)本株式交換比率は妥当なものと考えられ、本取引の条件の公正性が確保されている旨、(c)本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされている旨、及び、(d)当社取締役会が本取引の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2021年8月4日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(ii) 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び利害関係を有する監査役を除く監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役8名のうち、大瀨敬織氏は2020年6月24日まで、中村学氏は2020年3月31日まで、神戸製鋼所の役職員であった者であり、また、神戸製鋼所を退社してからの期間が短期間であることに鑑み、また、元行正浩氏は神戸製鋼所の執行役員を兼務していることから、利益相反を回避する観点から、大瀨敬織氏、中村学氏及び元行正浩氏を除く他の5名の取締役で審議し全員の賛成により決議しております。なお、利益相反を回避する観点から、大瀨敬織氏、中村学氏及び元行正浩氏は、当社の立場で本株式交換に係る検討、協議及び交渉に参加しておりません。なお、大瀨敬織氏、中村学氏及び元行正浩氏を除き、いずれの当社の取締役も、直近5年間に於いて、神戸製鋼所又はその子会社・関連会社（当社及びその子会社・関連会社を除きます。）の役職員ではありません。

また、上記の取締役会には神戸製鋼所との間で利害関係を有しない監査役4名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、塚本寛城氏は2011年6月30日まで神戸製鋼所の従業員でありましたが、神戸製鋼所を退社してから相当の期間が経過していること、その後2014年6月13日まで神戸製鋼所の子会社である神鋼機器工業株式会社の取締役であり、2019年6月19日まで神戸製鋼所の子会社である株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンスの監査役でありましたが、2014年6月13日以降神戸製鋼所又はその子会社の業務執行を行っていたものではないことから、神戸製鋼所との間で利害関係を有しないと考えております。

(4) 株式交換完全親会社となる神戸製鋼所の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する神戸製鋼所の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、会社計算規則及び公正な会計基準等に基づくものであり、また、神戸製鋼所の資本政策にも合致するものであることから、相当であると判断しております。

資本金の額：0円

資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従い神戸製鋼所が別途適当に定める金額

利益準備金の額： 0 円

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) 神戸製鋼所の定款の定め

別紙 2 の神戸製鋼所の定款の写しをご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

神戸製鋼所株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

神戸製鋼所株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2021 年 8 月 5 日）の前営業日を基準として、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における神戸製鋼所株式の終値の平均は、それぞれ 711 円、736 円及び 724 円です。

また、神戸製鋼所株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<http://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) 神戸製鋼所の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

神戸製鋼所は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) 神戸製鋼所の最終事業年度に係る計算書類等の内容

神戸製鋼所の最終事業年度（2021 年 3 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(2) 神戸製鋼所の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類などの内容  
該当事項はありません。

(3) 神戸製鋼所及び当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 神戸製鋼所

神戸製鋼所は、2021年8月5日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

② 当社

(i) 当社は、2021年8月5日開催の取締役会において、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1「本株式交換契約の内容」のとおりです。

(ii) 当社は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

該当事項はありません。

以上

## 株式交換契約書

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び株式会社神鋼環境ソリューション（以下「乙」という。）は、2021年8月5日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （本株式交換）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### （商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社神鋼環境ソリューション

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目4番78号

### （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、4.85を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4.85株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

### （資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0 円

(効力発生日)

第 5 条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021 年 11 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

(剰余金の配当等)

第 8 条 甲は、2021 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式 1 株当たり 10 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、且つ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

(自己株式の処理)

第9条 乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

(本契約の変更及び解除)

第10条 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会における承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の承認が必要となった場合に限り。）若しくは第6条第2項に定める乙の株主総会における承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 8 月 5 日

甲： 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号  
株式会社神戸製鋼所  
代表取締役社長 山口 貢



乙： 兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 78 号

株式会社神鋼環境ソリューション

代表取締役社長 大瀨 敬織



(別紙2)

平成30年6月改正

# 定 款

株式 神戶製鋼所  
会社

(沿 革)

|       |        |                                                                         |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 昭和26年 | 8月24日  | 〔商法改正に伴う変更〕                                                             |
| 昭和27年 | 11月29日 | 〔目的変更・授権資本変更・株主名簿の閉鎖変更・代表取締役の選任及び分掌変更〕                                  |
| 昭和29年 | 11月27日 | 〔目的変更・授権資本変更・附則（新株引受権）新設〕                                               |
| 昭和31年 | 5月30日  | 〔目的変更・新株引受権の規定削除〕                                                       |
| 昭和31年 | 11月30日 | 〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕                                                      |
| 昭和33年 | 5月29日  | 〔授権資本変更・取締役会長制の新設及びこれに伴う変更〕                                             |
| 昭和35年 | 5月30日  | 〔株券の種類変更・取締役の定員変更〕                                                      |
| 昭和35年 | 11月29日 | 〔授権資本変更・取締役の定員変更〕                                                       |
| 昭和38年 | 11月29日 | 〔名義書換代理人の規定の新設〕                                                         |
| 昭和39年 | 11月30日 | 〔取締役の定員変更〕                                                              |
| 昭和40年 | 5月31日  | 〔英文商号変更・目的変更〕                                                           |
| 昭和45年 | 11月27日 | 〔目的変更・授権資本変更〕                                                           |
| 昭和50年 | 5月30日  | 〔商法改正に伴う変更〕                                                             |
| 昭和56年 | 6月26日  | 〔取締役の定員変更〕                                                              |
| 昭和57年 | 6月29日  | 〔商法等改正に伴う変更・株主名簿の閉鎖期間短縮〕                                                |
| 昭和58年 | 6月29日  | 〔取締役副会長制の新設〕                                                            |
| 昭和61年 | 6月27日  | 〔目的変更・附則を削る〕                                                            |
| 昭和63年 | 6月29日  | 〔目的変更〕                                                                  |
| 平成 2年 | 6月28日  | 〔取締役の定員変更〕                                                              |
| 平成 3年 | 6月27日  | 〔株券等の保管振替制度導入に伴う変更・株主名簿の閉鎖を廃止〕                                          |
| 平成 6年 | 6月29日  | 〔商法等の改正に伴う変更〕                                                           |
| 平成 7年 | 6月29日  | 〔目的変更〕                                                                  |
| 平成10年 | 6月26日  | 〔株式の消却に関する規定の新設〕                                                        |
| 平成11年 | 6月29日  | 〔取締役の定員・任期変更〕                                                           |
| 平成14年 | 6月26日  | 〔目的変更・商法等の改正に伴う変更〕                                                      |
| 平成15年 | 6月25日  | 〔商法改正に伴う変更・取締役の定員変更・取締役及び監査役の責任免除に関する規定の新設〕                             |
| 平成16年 | 6月25日  | 〔自己株式の取得に関する規定の新設〕                                                      |
| 平成17年 | 6月24日  | 〔電子公告制度の採用に伴う変更〕                                                        |
| 平成18年 | 6月28日  | 〔会社法の施行に伴う変更・単元未満株式の買増制度導入に伴う変更・株式取扱規則に関する規定の変更・取締役会及び監査役会の招集通知の発出期間短縮〕 |
| 平成19年 | 6月26日  | 〔社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設〕                                                 |
| 平成21年 | 6月24日  | 〔株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う変更〕                  |
| 平成22年 | 1月 6日  | 〔附則を削る〕                                                                 |
| 平成27年 | 6月24日  | 〔取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定の変更〕                                              |
| 平成28年 | 6月22日  | 〔監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設・変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設、役付取締役に関する規定の変更〕       |
| 平成28年 | 10月 1日 | 〔発行可能株式総数変更・単元株式数変更〕                                                    |
| 平成30年 | 6月21日  | 〔役付取締役に係る規定の変更・取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更〕                                  |

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（商 号）

本会社は、株式会社神戸製鋼所という。

英文ではKobe Steel, Ltd. と記する。

### 第 2 条（所在地）

本会社は、本店を神戸市に置く。

### 第 3 条（目 的）

本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄鋼・非鉄金属及びその合金並びにセラミックスの製造販売
2. 鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売
3. 化学製品の製造販売
4. 電気供給事業
5. 前各号に関する複合材料・粉末及びその成形品・各種加工品並びに副産物の製造販売
6. 産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売
7. 電子機器及び電子材料の製造販売
8. 製鉄プラント・化学プラント・セメントプラント及びその他の各種プラントのエンジニアリング並びに建設工事の請負
9. 兵器及び同部品の製造販売
10. 鉱 業
11. 土木・建築・鋼構造物・橋梁及びその他の各種建設工事の設計・監理及び請負
12. 不動産の売買・仲介・賃貸・管理及び警備並びに地域開発に関する企画・施工及び運営

13. 酵素・微生物及びその利用製品並びにそれらの装置の製造販売
14. 医療材料・医療用具の製造販売及び輸出入
15. 情報処理・通信システム及びその他の情報サービスに関する事業
16. 教育・医療・スポーツ及びレジャーその他のサービスに関する事業
17. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理及び再生事業
18. 前各号に関する技術の販売
19. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

#### 第4条（機 関）

本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

#### 第5条（公告方法）

本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数・単元株式数）

本会社の発行可能株式総数は、6億株とする。

本会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第7条（単元未満株式についての権利）

本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 3. 次条に定める請求をする権利

#### 第8条（単元未満株式の買増し）

本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### 第9条（株主名簿管理人）

本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。この場合、本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

#### 第10条（株式取扱規則）

本会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きに関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

#### 第11条（株主総会開催時期）

本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

前項のほか必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

#### 第12条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第13条（株主総会の議長）

本会社株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

#### 第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第15条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主が代理人によって議決権を行使するときは、その代理人は当社の議決権を有する株主1名でなければならない。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第17条（株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（取締役の数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15人以内とする。

当社の監査等委員である取締役は5人以内とする。

#### 第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

本会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

#### 第20条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

#### 第21条（役付取締役の分掌）

取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。

取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

#### 第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

#### 第24条（取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに發する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第25条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により予め定めた取締役にこれを招集し、その議長となる。

前項の取締役に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

#### 第26条（重要な業務執行の決定の委任）

本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第27条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第28条（取締役会議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

#### 第29条（取締役の責任免除）

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であつたものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本公司は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### 第30条（監査等委員会招集の通知）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### 第31条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第33条（監査等委員会議事録）

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

## 第 6 章 計 算

### 第34条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

#### 第35条（剰余金の配当等の決定機関）

本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

#### 第36条（剰余金の配当の基準日）

本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過したときは、本会社に帰属する。

### 附 則

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条第1項及び同条第2項の定めるところによる。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

#### ① 事業の経過及びその成果



当期の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて大幅に悪化しました。感染拡大防止と経済活動の両立を図る中で、景気は回復傾向にあります。感染再拡大の兆候も見られ、依然として先行きは不透明な状況にあります。海外経済は、中国では2020年2月半ばから経済活動が再開しており、インフラ投資や不動産開発投資が堅調に推移しました。中国以外の地域も景気は大幅に悪化しましたが、徐々に持ち直しの動きがみられています。

このような経済環境のもと、当社グループも自動車や航空機、建築向けを中心に売上高の大幅な減少を余儀なくされる中、収益の確保に向けて、固定費の圧縮などの緊急収益改善や素材系事業を中心とした収益改善に最大限取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は、前期に比べ1,642億円減収の1兆7,055億円となり、営業利益は、新型コロナウイルス感染症の影響により販売数量が大きく減少したものの、鉄鋼アルミ、素形材、建設機械を中心に緊急収益改善を含むコスト削減に取り組んだこと、電力事業における真岡発電所の稼働や冬場の電力需給ひっ迫への対応などにより、前期に比べ205億円増益の303億円、経常損益は前期に比べ242億円改善の161億円の利益となりました。特別損益は、減損損失を計上した一方、固定資産売却益などを計上し25億円の利益となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期に比べ912億円改善の232億円の利益となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮して決定することとしております。これに基づき当期の期末配当につきましては、1株につき10円とすることを決議いたしました。

当社グループの事業別の事業の経過及びその成果は次のとおりであります。

## 鉄鋼アルミ

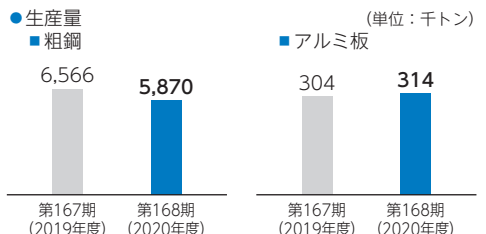


売上高

**6,963億円**   
前期 **7,802億円**   
(前期比△10.8%)

経常  
損益

**△226億円**   
前期 **△165億円**   
(前期比 — %)



(鉄鋼)

鋼材の販売数量は、自動車向けをはじめとして需要が全般的に減少したことから、前期を下回りました。販売価格は、主原料価格の下落や輸出価格の低迷などの影響を受け、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比13.3%減の5,638億円となりました。経常損益は、固定費の削減など緊急収益改善策を実施したものの、販売数量の減少の影響を大きく受け、前期に比べ145億円悪化の233億円の損失となりました。

(アルミ板)

アルミ板の販売数量は、自動車向けの需要が減少したものの、飲料用缶材向けが堅調に推移したことに加え、IT・半導体向けのディスク材やアルミ厚板などが増加したことから、前期を上回りました。

この結果、当期の売上高は、前期並の1,324億円となりました。経常損益は、飲料用缶材向けの拡販やコスト削減により、前期に比べ83億円改善の6億円の利益となりました。

鉄鋼アルミ全体では、当期の売上高は、前期比10.8%減の6,963億円となりました。経常損益は、前期に比べ61億円悪化の226億円の損失となりました。

## 素形材

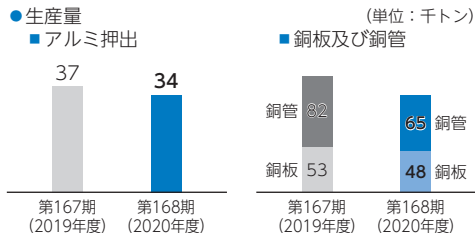


売上高

**2,381億円**   
前期 **2,971億円**   
(前期比△19.9%)

経常  
損益

**△121億円**   
前期 **△252億円**   
(前期比 — %)



素形材の販売数量は、自動車向け需要の減少の影響が大きく、サスペンションやアルミ押出、銅板、鉄粉などで前期を下回りました。航空機向けや一般産業向けのチタン、造船向けの鋳鍛鋼においても同様に、販売数量が前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比19.9%減の2,381億円となりました。経常損益は、前期に計上した固定資産の減損に伴う減価償却費の減少やコスト削減の効果などにより、前期に比べ131億円改善の121億円の損失となりました。

## 溶 接



売上高

**700億円**   
前期 837億円  
(前期比△16.4%)

経常  
損益

**17億円**   
前期 29億円  
(前期比△39.4%)

溶接材料の販売数量は、国内では自動車や建設機械向けなどの需要が減少し、前期を下回りました。海外でも東南アジアなどでの自動車向け需要の減少や、造船向け需要の低迷などにより、前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比16.4%減の700億円となり、経常利益は、前期に比べ11億円減益の17億円となりました。

## 機 械



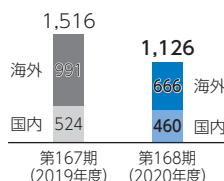
売上高

**1,753億円**   
前期 1,659億円  
(前期比 +5.7%)

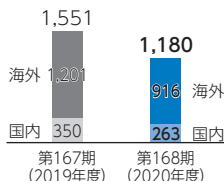
経常  
損益

**114億円**   
前期 96億円  
(前期比 +19.1%)

●受注高



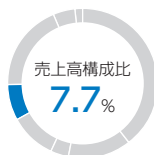
●受注残高 (単位: 億円)



当期の受注高は、新型コロナウイルス感染症の影響による設備投資の圧縮・繰り延べを背景に、産業機械・圧縮機ともに減少したことから、前期比25.7%減の1,126億円となり、当期末の受注残高は1,180億円となりました。

当期の売上高は、前期に受注が好調であったLNG船向けや石油化学向けの圧縮機を中心に計上し、前期比5.7%増の1,753億円となりました。経常利益は、コスト削減の効果などもあり、前期に比べ18億円増益の114億円となりました。

## エンジニアリング



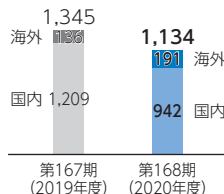
売上高

**1,361億円**   
前期 1,415億円  
(前期比 △3.8%)

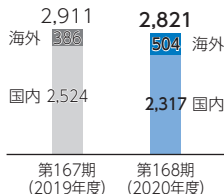
経常  
損益

**44億円**   
前期 57億円  
(前期比 △22.9%)

●受注高



●受注残高 (単位: 億円)



当期の受注高は、水処理関連事業及び廃棄物処理関連事業で大型案件の受注があった前期比15.7%減の1,134億円となり、当期末の受注残高は2,821億円となりました。

当期の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外案件の工期後ろ倒しなどにより、前期比3.8%減の1,361億円となり、経常利益は、前期に比べ13億円減益の44億円となりました。

(注) (株) 神鋼環境ソリューションの水処理/ごみ処理等に関する長期運転維持管理業務について、従来は売上時点で受注高として集計していましたが、当期より契約の受託時点で受注高として集計する方法に変更しております。これに伴い、前期の受注高を受託ベースで再集計し、比較しております。

## 建設機械



売上高

**3,331億円** ↗  
前期 3,608億円  
(前期比 △7.7 %)

経常  
損益

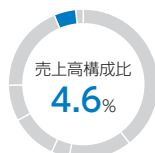
**127億円** ↗  
前期 75億円  
(前期比 +69.6%)

油圧ショベルの販売台数は、国内では、台風19号の影響で部品供給が滞ったことにより、販売が減少した前期を上回りました。中国では、インフラ投資などの経済政策による需要拡大により販売台数は増加したものの、欧州、東南アジアでは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより販売台数が減少したため、海外での販売台数は前期を下回りました。結果、全体の販売台数は前期並となりました。

クローラークレーンの販売台数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内、海外ともに前期を下回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比7.7%減の3,331億円となりました。経常利益は、コスト削減などにより、前期に比べ52億円増益の127億円となりました。

## 電力



売上高

**804億円** ↗  
前期 756億円  
(前期比 +6.3 %)

経常  
損益

**206億円** ↗  
前期 89億円  
(前期比 +130.8 %)

販売電力量は、2019年10月に真岡発電所1号機、2020年3月に真岡発電所2号機が稼働したことや、冬場の電力需給ひっ迫に伴い送電量を増加させたことなどにより、前期を上回りました。

この結果、当期の売上高は、前期比6.3%増の804億円となりました。経常利益は、真岡発電所の稼働や、冬場の電力需給ひっ迫への対応などにより、前期に比べ117億円増益の206億円となりました。

## その他



売上高

**278億円** ↘  
前期 336億円  
(前期比 △17.4%)

経常  
損益

**42億円** ↗  
前期 33億円  
(前期比 +27.0%)

当期の売上高は、前期比17.4%減の278億円となり、経常利益は、(株)コベルコ科研における固定費の削減などにより、前期に比べ8億円増益の42億円となりました。

(注) 1. 受注高・受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。

(注) 2. 当社グループの売上高には、調整額△517億円を含んでおります。なお、売上高構成比は、調整額を除いた各事業の売上高の合計をもとに算出しております。

(注) 3. 2020年4月1日付で、「鉄鋼事業部門」と「アルミ・銅事業部門」を、素材（鉄鋼アルミ）を扱う「鉄鋼アルミ事業部門」と部品（索形材）を扱う「索形材事業部門」に組織を改編いたしました。

## 【ご参考】連結キャッシュ・フローの状況（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

| 科 目                        | 金 額      |     |
|----------------------------|----------|-----|
|                            |          | 百万円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー           | 194,798  |     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー           | △141,853 |     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー           | 118,444  |     |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額           | 150      |     |
| 現金及び現金同等物の増減額              | 171,540  |     |
| 現金及び現金同等物の期首残高             | 145,658  |     |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額   | 8        |     |
| 非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額 | 102      |     |
| 現金及び現金同等物の期末残高             | 317,310  |     |

## ② 品質不適切行為の再発防止策等について

2017年10月に公表いたしました、当社グループにおける品質不適切行為につきましては、ステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑をお掛けしておりますこと、改めてお詫び申し上げます。

当社グループは、2018年3月6日付「当社グループにおける不適切行為に関する報告書」にて公表いたしました再発防止策を順次実行に移してまいりましたが、各取組みは概ね計画通りに進捗し、試験・検査装置の自動化など設備面の対応も2021年度上半期中に完了する予定です。今後も再発防止策の根幹となる意識改革のための経営陣との対話をはじめ、様々な階層での対話機会の創出などコミュニケーションの活性化に引き続き注力するとともに、品質マネジメントに関しては、KOBELCO TQMを軸に、維持向上を図ってまいります。

再発防止策の着実な実行のために立ち上げた「信頼回復プロジェクト」については、本プロジェクト体制を再構築し、お客様からの更なる信頼回復と向上、品質不適切行為の風化防止などを目的とした「信頼向上プロジェクト」を社長直下に設置することといたしました。今後は本プロジェクトを中心に、当社の品質ガバナンスの向上と信頼向上に取り組んでまいりますとともに、統合報告書などを通じて品質マネジメントについてご説明してまいります。

なお、これらの活動については、社外有識者が過半数を占める「品質マネジメント委員会」が、引き続きモニタリング及び提言を行ってまいります。

(注) 1. TQMとはTotal Quality Managementで、「総合的品質管理」と言われている経営管理手法の一つです。KOBELCO TQMは、再発防止策の次のステップとして、各事業のマネジメントを強化し、お客様や社会に役立つために課題を設定し、全員参加でこれを達成していく活動です。

(注) 2. 訴訟取り下げの和解の基本合意書を締結し、訴訟却下手続中であつたカナダにおける訴訟につきましては、本年2月に裁判所の和解承認手続が完了いたしました。

### ③ 対処すべき課題等

#### <2016～2020年度グループ中期経営計画の振り返り>

当社グループは、「2016～2020年度グループ中期経営計画」で、鋼材事業の上工程集約、新規電力プロジェクト、中国建設機械事業の再構築、事業の選択等による「安定収益基盤」確立に向けた施策を進めるとともに、自動車軽量化戦略を軸とした成長機会の追求により「素材系・機械系・電力の3本柱の事業体確立」を目指してまいりました。

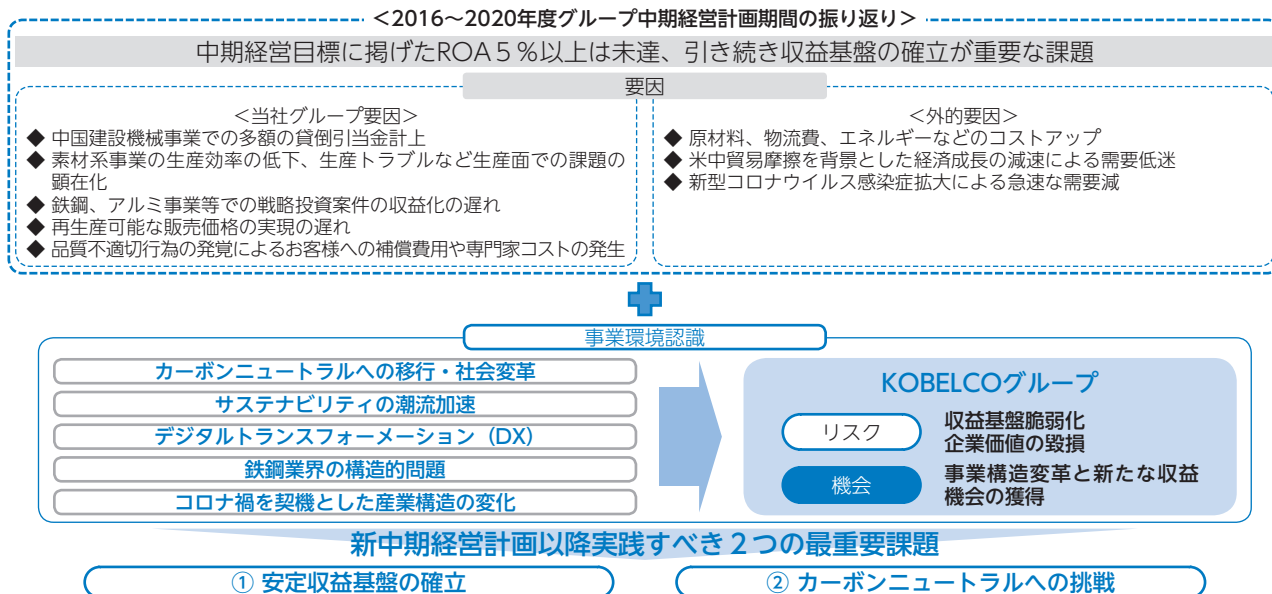
しかしながら、積極的投資を行ってきた自動車軽量化戦略の収益への貢献が、需要想定の変化や、ものづくり力の課題等により、当初期待していたより時間を要することとなり、加えて、素材系事業を中心とした収益力の低迷が収益を圧迫する状況となりました。

このような状況を踏まえ、2019年5月には、2019～2020年度で取り組むべき重点テーマを「中期経営計画ローリング」としてとりまとめ、「素材系を中心とした収益力強化」に加え、「経営資源の効率化と経営基盤の強化」をやり切ること集中してまいりました。

その結果、最終年度の2020年度は、緊急収益改善策の実施により一定の収益回復には至ったものの、中期経営計画で描いた3本柱の事業体確立には至っておらず、また、中期経営目標に掲げた2020年度末のD/Eレシオ1倍以下は、前倒し調達額を除いた実質ベースで堅持できたものの、ROA5%以上は、2016～2020年度にわたり未達となり、引き続き収益基盤の確立が重要な課題となっております。

#### <当社グループを取り巻く事業環境>

当社グループを取り巻く事業環境は、鉄鋼業界を取り巻く構造的問題の加速や、コロナ禍を契機とした産業構造の変化に加え、カーボンニュートラルの実現に向けた社会変革、さらに、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」といいます。）の進展等が予想されますが、いずれも、事業構造変革と新たな収益獲得の機会として、積極的に取り組んでいく必要があります。



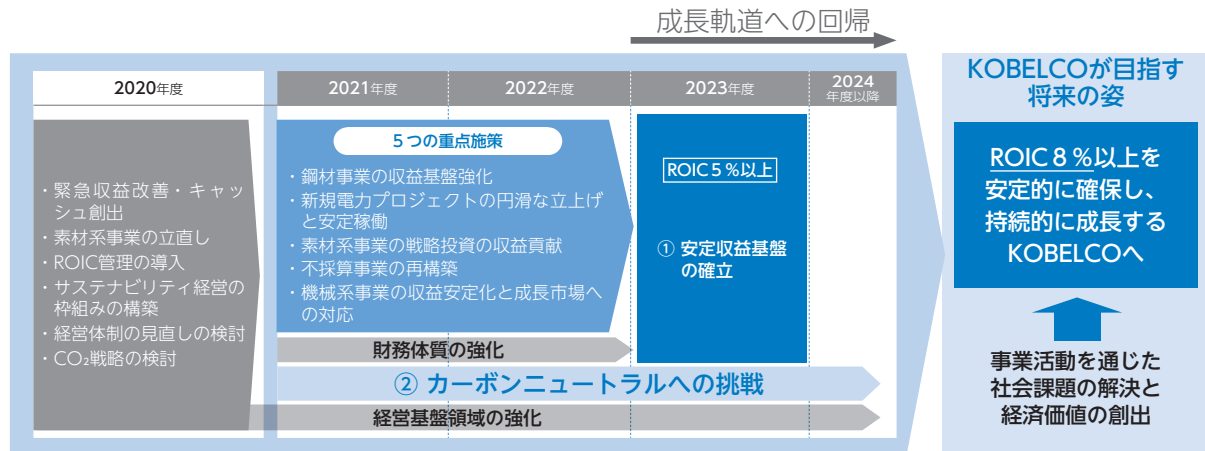
## <KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）>

本年5月公表の新たな中期経営計画では、当社グループの重要な課題、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、「安定収益基盤の確立」、「カーボンニュートラルへの挑戦」の2つを最重要課題といたしました。

まず、この中期経営計画の期間を「素材系を中心とする収益力強化」などの取組みを更に深化させ、当社グループとして「安定収益基盤を確立」する期間と位置付け、新規電力プロジェクトの立上げが完遂し、収益貢献がフルに寄与する2023年度にROIC（投下資本収益率）5%以上の収益レベルを確保し、さらに、将来の姿として、ROIC 8%以上を安定的に確保し、持続的に成長する企業グループを目指します。

また、鉄鋼と電力事業における「カーボンニュートラルへの挑戦」は、多様な技術と人材を競争力の源泉として幅広い事業を営む当社グループの強みを活かし社会に貢献できる新たなビジネスチャンスと捉え、グループ一丸となって取り組んでまいります。

加えて、これらを実現するための、経営体制の見直しや、多様な人材の活躍推進など、経営基盤を強化する施策にも引き続き取り組んでまいります。



### 【安定収益基盤の確立】

2023年度にROIC 5%以上の収益レベルを確保し、将来的にROIC 8%以上を目指すための「安定収益基盤を確立」するために、5つの重点施策、具体的には「鋼材事業の収益基盤強化」、「新規電力プロジェクトの円滑な立上げと安定稼働」、「素材系事業の戦略投資の収益貢献」、「不採算事業の再構築」、「機械系事業の収益安定化と成長市場への対応」を着実に実行してまいります。

鋼材事業の収益基盤強化については、長期的に鋼材内需が縮小していくとの想定のもと、加古川製鉄所の粗鋼生産量6.3百万トン前提での安定収益確保、更に6.0百万トンでも黒字が確保できる体制の構築を目指してまいります。具体的には、固定費及び変動費の更なる削減、特殊鋼線材・ハイテン等高付加価値品へのシフト（品種構成改善）、海外事業の収益貢献を進めてまいります。なお、カーボンニュートラルの実現を踏まえた将来の鋼材生産の上工程設備の在り方については、並行して検討を進めてまいります。

新規電力プロジェクトについては、2023年度から全ての発電所が稼働することにより400億円/年程度の収益貢献が期待できることから、円滑な立上げと安定稼働に取り組んでまいります。

自動車軽量化戦略推進の中で行ってきた素材系事業の戦略投資案件については、需要拡大時期の後ろ倒し、ものづくり力の課題等により収益化に時間を要しておりますが、引き合いも活発化してきており、材料承認取得、量産体制の確立を着実に進め、早期に収益に貢献するよう取り組んでまいります。

不採算事業の再構築については、需要環境や産業構造が変化する中で2019年度に固定資産減損を行った鋳鍛鋼事業、チタン事業及び国内外ともに競合が激化しているグリーン事業について、不採算品種からの撤退や要員削減などの合理化による黒字化を目指します。

機械系事業については、社会インフラ、水素・再生エネルギー関連、MIDREX<sup>®</sup>等のCO<sub>2</sub>削減をはじめとした環境貢献メニューの引き合いは増加傾向にあり、グループ内連携を促進しながら積極的に受注に取り組んでまいります。また、建設機械事業については、中国市場への依存度の高い従来の収益構造から早期に脱却を図り、他のエリアでの収益化に取り組めます。また、建設業界の働き方変革等のソリューションを提供する「コト」ビジネスの収益化、現場設置ノウハウの提供等の建設機械周辺ビジネスの事業化を進めてまいります。

### 【カーボンニュートラルへの挑戦】

カーボンニュートラルへの移行や社会変革はグローバルで明確な潮流となっておりますが、当社グループとしては、内部・外部環境において、リスクと機会、双方の要因を抱えている中、2050年のカーボンニュートラルへ挑戦し、その移行の中で企業価値の向上を図ることが目指すべき将来像と考えております。

リスクの最小化に対しては、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、当社独自技術の開発推進、外部の革新技術の活用等により、CO<sub>2</sub>削減に果敢に取り組んでまいります。機会の最大化には、MIDREX<sup>®</sup>、自動車軽量化・電動化への素材供給等、CO<sub>2</sub>排出削減に貢献する多様なメニューと多様な技術の融合を可能にする強みを活かし、これらメニューの需要拡大をビジネスチャンスとしてしっかり捕捉してまいります。



当社グループとしては、まず、生産プロセスにおいて、2030年で2013年度比30～40%のCO<sub>2</sub>を削減し、2050年でのカーボンニュートラル実現に挑戦し、達成を目指してまいります。

特に、製鉄プロセスについては、既存技術（省エネ技術、スクラップ、AI操炉等）の追求と革新技術に加え、本年2月に公表した当社独自技術である高炉でのMIDREX<sup>®</sup>技術の活用により、業界をリードし、他社との差別化も図ってまいります。

また、当社グループの保有するMIDREX<sup>®</sup>技術をはじめ、自動車軽量化・電動化に寄与する素材・部品供給など、多様な技術を通じて世界のカーボンニュートラルの実現に貢献し、そのCO<sub>2</sub>排出削減貢献量として、2030年で6,100万トン、2050年で1億トン以上を目指してまいります。

電力事業においては、神戸発電所の蒸気をもとにした周辺地域への熱・水素供給による地域全体でのエネルギー利用の効効率化、電力事業とエンジニアリング事業の連携によるバイオマス燃料（下水汚泥、食品残渣）の混焼、アンモニア混焼等の取組みを強化し、世界最先端の都市型石炭火力発電所として事業継続を目指してまいります。さらに、2050年に向けて、神戸の石炭火力発電所で、アンモニア混焼率拡大、アンモニア専焼に挑戦するとともに、真岡発電所では、カーボンニュートラル都市ガスの最大活用に取り組み、カーボンニュートラルの達成を目指してまいります。

## 【経営基盤領域の強化】

「安定収益基盤の確立」と「カーボンニュートラルへの挑戦」を実現するために、経営体制の見直し、DX戦略の推進、多様な人材の活躍推進等、経営基盤強化にも継続的に取り組んでまいります。

経営体制については、取締役会の構成・諮問機関の見直しによる取締役会のモニタリング機能の強化、委員会体系・執行役員制度の見直しや本社部門の組織改正による執行側の体制強化等の経営体制の見直しを本年4月から実施しており、今後はこの体制のもと、実効性の向上に取り組んでまいります。

DX戦略の推進については、ICT・AI分野の技術開発・事業適用を強化・加速するため、本年4月に「デジタルイノベーション技術センター」を新設するとともに、当社グループのDXに対する戦略を統括的に立案・実行する「DX戦略委員会」を設置しており、DXの取組みをより体系的、かつ戦略的に強化・加速してまいります。

さらに、多様な技術と同様に、当社グループの強みである素材系、機械系、電力事業の幅広い事業領域で有する多様な人材が、その能力を十分に発揮し、活躍できるよう、人事制度の変革、人材育成の強化、ダイバーシティ&インクルージョンの取組み（人材の多様性を認め、受け入れて活かすこと）、働き方変革を推進してまいります。

## 【KOBELCOグループのマテリアリティ（中長期的な重要課題）】

当社グループは、当社グループが持つ「個性と技術を活かし合い、社会課題の解決に挑みつづける」ことで持続的に成長し続け、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界」を実現することをグループ企業理念に掲げ、サステナビリティ経営の推進に取り組んでおりますが、より効果的に推進するため、今回の新たな中期経営計画策定にあたって、様々な社会課題の中から、経営資源を重点的に投入する中長期的な重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。

当社グループは、当社グループが取り組むべき重要課題に果敢に挑戦し続けることで、当社グループを取り巻くステークホルダーの皆様にとってかけがえのない存在でありつづけるとともに、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導とご鞭撻を賜わりますとともに、当社グループをご支援いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

| KOBELCOグループのマテリアリティ   |        |                                                           |
|-----------------------|--------|-----------------------------------------------------------|
| グリーン社会への貢献            | 価値創造領域 | 気候変動対応<br>資源循環対応                                          |
| 安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献 |        | 「3E+S」のエネルギー供給<br>ニーズに即した素材・機械の提供<br>安全性と生産性の向上           |
| 人と技術で繋ぐ未来へのソリューション提供  |        | デジタル化によるものづくり・業務変革（DX）<br>多様な知的資産の融合と革新                   |
| 多様な人材の活躍推進            |        | ダイバーシティ&インクルージョン<br>働き方変革<br>人材育成                         |
| 持続的成長を支えるガバナンスの追求     | 経営基盤領域 | コンプライアンス・リスクマネジメント<br>人権尊重<br>安全衛生<br>品質保証<br>コーポレートガバナンス |

\* 3E+S : Energy Security, Economic Efficiency, Environment + Safety

（注）「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」の内容の詳細は、当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）をご参照ください。

## 【ご参考】

「KOBELCOグループの製鉄工程におけるCO<sub>2</sub>低減ソリューション」～高炉工程でのCO<sub>2</sub>排出量を約20%削減できる技術の実証に成功～

当社は、多様な事業を営む企業としての特徴を活かし、エンジニアリング事業のミドレックス技術<sup>\*1</sup>と鉄鋼事業の高炉操業技術を融合し、高炉工程でのCO<sub>2</sub>排出量を大幅に削減できる技術の実証に成功いたしました。

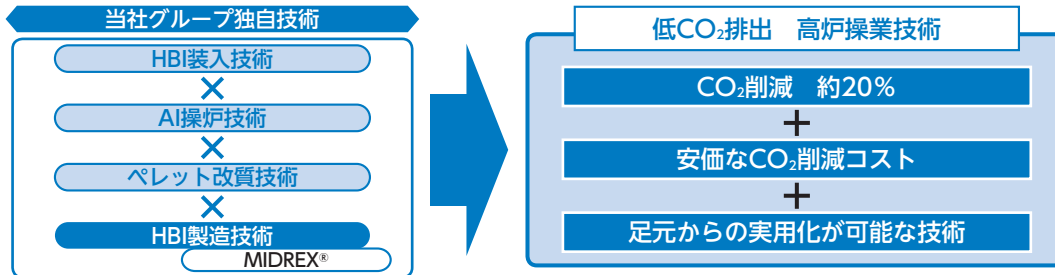
実証試験では、高炉にMIDREX<sup>®</sup> プロセス<sup>\*2</sup>で製造したHBI（還元鉄<sup>\*3</sup>）を多量に装入し、高炉からのCO<sub>2</sub>排出量を決定づける還元材比（高炉で使用する炭素燃料使用量<sup>\*4</sup>）を、518kg/t-溶銑から415kg/t-溶銑に安定的に低減（CO<sub>2</sub>排出量を従来比<sup>\*5</sup>の約20%削減）できることを確認いたしました。

また、世界最少水準のコース比（239kg/t-溶銑）も同時に達成することができたことから、現有する技術を用いたCO<sub>2</sub>低減策の中では、安価な追加コストでCO<sub>2</sub>排出量を削減できる製鉄ソリューションの目途が立ったと考えております。

なお、今回の成果に至ったキーテクノロジーは、KOBELCOグループの2つの独自開発技術であります。これらは汎用性のある高炉向けソリューション技術であることが大きな特長であります。

（2つのキーテクノロジー）

- ・エンジニアリング事業におけるミドレックス HBI製造技術
- ・鉄鋼事業における高炉操業技術：高炉へのHBI装入技術、AIを活用した操炉技術、当社独自のペレット改質技術



今後も引き続き、CO<sub>2</sub>排出量の更なる削減、並びにCO<sub>2</sub>削減コストの低廉化など、低CO<sub>2</sub>排出高炉操業技術のブラッシュアップにチャレンジし、自社のCO<sub>2</sub>削減のみならず、今回のソリューションをベースに、全世界の高炉でHBI装入によるCO<sub>2</sub>削減が加速されるよう貢献してまいります。さらに、新たな価値を付加した低CO<sub>2</sub>高炉鋼材をお客様に速やかにご提供できるよう生産・販売体制の構築や販売条件の設定を進めてまいります。

<sup>\*1</sup> 米国のKOBELCOグループ100%子会社（Midrex Technologies, Inc.）が有する直接還元製鉄法に関する技術です。

<sup>\*2</sup> MIDREX<sup>®</sup> プロセスは、天然ガスを使った還元鉄製鉄法であり、世界の約80%（還元鉄全体では約60%）を占めるリーディングプロセス。本方は、天然ガスを還元材として、鉄源は粉銑石を加工したペレットを使用してシャフト炉によって還元鉄を製造します。高炉法に比べ、製鉄工程でのCO<sub>2</sub>排出量を20～40%抑制できることなどが特長であり、世界で90基以上の納入実績があります。

<sup>\*3</sup> Hot Briquetted Iron（熱間成形還元鉄）の略。還元鉄はそのままでは長距離輸送に適さないため、還元炉より排出された高温の還元鉄をある程度の大きさの塊（Briquette）に押し固めたものです。

<sup>\*4</sup> 還元材比＝コース比（高炉でのコース使用量）＋微粉炭比（高炉へ吹込む微粉炭量）

コース：石炭からつくられた炭素燃料、微粉炭：粉碎した石炭

<sup>\*5</sup> CO<sub>2</sub>削減に関する国やKOBELCOグループの目標の基準年である2013年度と比較しています。

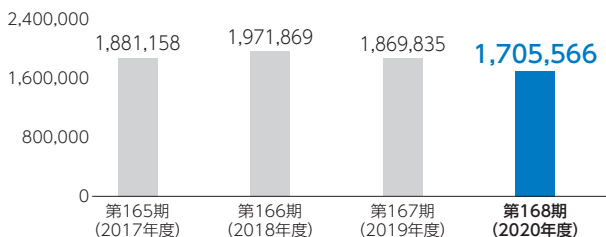
（注）「KOBELCOグループの製鉄工程におけるCO<sub>2</sub>低減ソリューション」は2021年2月16日に公表いたしました。公表内容の詳細は、当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）プレスリリース欄をご参照ください。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

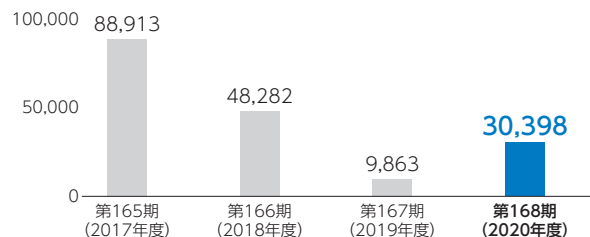
| 区 分                   | 第165期<br>(2017年度) | 第166期<br>(2018年度) | 第167期<br>(2019年度) | 第168期<br>(2020年度) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 (百万円)             | 1,881,158         | 1,971,869         | 1,869,835         | 1,705,566         |
| （うち海外売上高）             | 648,527           | 713,942           | 653,853           | 573,685           |
| 営業損益 (百万円)            | 88,913            | 48,282            | 9,863             | 30,398            |
| 経常損益 (百万円)            | 71,149            | 34,629            | △8,079            | 16,188            |
| 親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円) | 63,188            | 35,940            | △68,008           | 23,234            |
| 1株当たり当期純損益            | 174円43銭           | 99円20銭            | △187円55銭          | 64円05銭            |
| 総資産 (百万円)             | 2,352,114         | 2,384,973         | 2,411,191         | 2,582,873         |
| 純資産 (百万円)             | 790,984           | 803,312           | 716,369           | 769,375           |
| 1株当たり純資産              | 2,049円95銭         | 2,041円29銭         | 1,811円10銭         | 1,958円57銭         |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第166期の期首から適用しており、第165期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

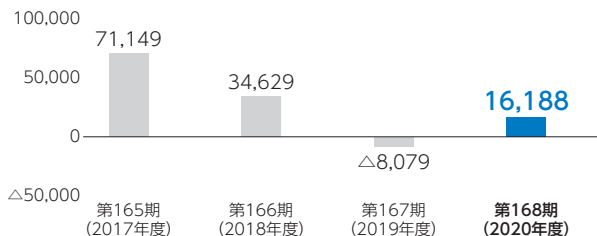
### 売上高 (百万円)



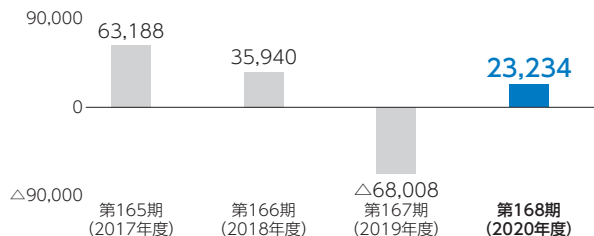
### 営業損益 (百万円)



### 経常損益 (百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)



「当社の財産及び損益の状況（単体）」につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.kobelco.co.jp>

### (3) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

| 区 分             |           | 主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容                                                                             |
|-----------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄鋼アルミ           | 線 材 条 鋼   | 普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼                                                                     |
|                 | 薄 板 ・ 厚 板 | 厚板、中板、薄板（熱延・冷延・表面処理）                                                                            |
|                 | ア ル ミ 板   | 飲料缶用アルミ板、自動車用アルミ板、熱交換器用アルミ板、磁気ディスク用アルミ基板                                                        |
|                 | そ の 他     | 鋼片、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線                                                              |
| 素 形 材           | 鋳 鍛 鋼     | 船用部品・電機部品・産業機械部品等                                                                               |
|                 | ア ル ミ 鋳 鍛 | アルミニウム合金及びマグネシウム合金鋳鍛造品（航空機用部品、自動車用部品等）                                                          |
|                 | チ タ ン     | チタン及びチタン合金                                                                                      |
|                 | サスペンション   | アルミニウム合金鍛造品及び加工品（自動車用部品）                                                                        |
|                 | ア ル ミ 押 出 | アルミ押出材及び加工品（自動車用押出材、自動車用部品、鉄道車輛押出材等）                                                            |
|                 | 銅 板 粉     | 半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム                                                                     |
| 溶 接             | 鉄 粉       | 鉄粉                                                                                              |
|                 | そ の 他     | 銅管（空調用銅管、復水管等）                                                                                  |
| 溶 接             |           | 溶接材料（各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス）、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業                |
| 機 械             |           | エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高圧装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント（製鉄圧延、非鉄等）、各種内燃機関 |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ |           | 各種プラント（還元鉄、ペレタイジング、石油化学、原子力関連、水処理、廃棄物処理等）、土木工事、新交通システム、化学・食品関連機器                                |
| 建 設 機 械         |           | 油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラークレーン、ラフテレーンクレーン、作業船                                                  |
| 電 力             |           | 電力供給                                                                                            |
| そ の 他           |           | 特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高圧ガス容器製造業、超電導製品、総合商社                                               |

### (4) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

|       |                 |                                                          |
|-------|-----------------|----------------------------------------------------------|
| 本 社   | 支 社             | 神戸（本店）、東京                                                |
|       | 支 社             | 大阪、名古屋                                                   |
| 支 店   | 支 店             | 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（富山市）、四国（高松市）、中国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市） |
|       | 外 支 店           | デトロイト、バンコク、上海、ミュンヘン                                      |
| 研 究 所 | 研 究 所           | 神戸（神戸市）                                                  |
|       | 研 究 所           | 神戸（神戸市）                                                  |
| 工 場   | 鉄 鋼 ア ル ミ       | 加古川（兵庫県）、神戸（神戸市）、真岡（栃木県）                                 |
|       | 素 形 材           | 高砂（兵庫県）、長府（山口県）、大安（三重県）                                  |
| 機 械   | 溶 接             | 藤沢（神奈川県）、茨木（大阪府）、西条（広島県）、福知山（京都府）                        |
|       | 機 械             | 高砂（兵庫県）、播磨（兵庫県）                                          |
| 場 所   | エ ン ジ ニ ア リ ン グ | 高砂（兵庫県）、播磨（兵庫県）                                          |
|       | エ ン ジ ニ ア リ ン グ | 高砂（兵庫県）、播磨（兵庫県）                                          |

(注) 1. 「海外」には、現地統括会社を記載しております。

(注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、後記(5)「重要な子会社等の状況」に記載しております。

## (5) 重要な子会社等の状況

(子会社)

| 会社名〔本社所在地〕                                                 | 資本金                | 議決権比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容                     |
|------------------------------------------------------------|--------------------|----------|-----------------------------------|
| 日本高周波鋼業(株)〔東京都〕                                            | 15,669百万円          | 51.83    | 特殊鋼鋼材の製造、販売                       |
| 神鋼鋼線工業(株)〔兵庫県尼崎市〕※1                                        | 8,062百万円           | 43.93    | 線材二次製品の製造、販売及び各種構造物の建設工事の請負       |
| 神鋼建材工業(株)〔兵庫県尼崎市〕                                          | 3,500百万円           | 96.80    | 土木・建築用製品の製造、販売                    |
| 神鋼物流(株)〔神戸市〕                                               | 2,479百万円           | 97.68    | 港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負 |
| 神鋼ボルト(株)〔千葉県市川市〕                                           | 465百万円             | 100.00   | 建築・橋梁用等各種ボルトの製造、販売                |
| (株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス〔神戸市〕                                  | 150百万円             | 100.00   | 各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管及び保全工事       |
| (株)テザック神鋼ワイヤロープ〔大阪市〕※1                                     | 80百万円              | 100.00   | ワイヤロープ及び同付属品の販売、線材二次製品の販売         |
| 神鋼汽車鋁材(天津)有限公司〔中国〕※1                                       | 884,000千元          | 100.00   | 自動車パネル用アルミ板材の製造、販売                |
| Kobe Precision Technology Sdn. Bhd.〔マレーシア〕                 | 19,000千マレーシアリングギット | 100.00   | ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売        |
| (株)コベルコ マテリアル銅管〔東京都〕                                       | 6,000百万円           | 55.00    | 空調用銅管、建築・給湯用銅管等の製造、販売             |
| 神鋼汽車鋁部品(蘇州)有限公司〔中国〕                                        | 239,681千元          | 60.00    | 自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売          |
| Kobe Aluminum Automotive Products, LLC〔米国〕※1               | 154,000千米ドル        | 97.66    | 自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売          |
| Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc.〔米国〕※1          | 24,000千米ドル         | 100.00   | 自動車向けバンパー材及び骨格材の製造、販売             |
| Kobelco & Materials Copper Tube (Thailand) Co., Ltd.〔タイ〕※1 | 1,129百万タイバーツ       | 100.00   | 空調用他溝付銅管及び平滑銅管の製造、販売              |
| Kobelco & Materials Copper Tube (M) Sdn. Bhd.〔マレーシア〕※1     | 25,500千マレーシアリングギット | 100.00   | 銅管及び二次加工品の製造、販売                   |
| 青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕                                           | 211,526千元          | 90.00    | 溶接材料の製造、販売                        |
| Kobelco Welding of Korea Co., Ltd.〔韓国〕                     | 6,554百万ウォン         | 87.74    | 溶接材料の製造、販売                        |
| コベルコ・コンプレッサ(株)〔東京都〕                                        | 450百万円             | 100.00   | 空気圧縮機の販売、サービス                     |
| 神鋼造機(株)〔岐阜県大垣市〕※1                                          | 388百万円             | 100.00   | 内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売               |
| 無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1                                          | 150,000千元          | 70.00    | 圧縮機の製造、販売                         |
| 神鋼圧縮機製造(上海)有限公司〔中国〕                                        | 87,796千元           | 100.00   | 圧縮機及び関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス      |
| Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.〔インド〕※1        | 500百万インドルピー        | 100.00   | ゴム混練機及びゴム二軸押出機の製造、販売              |

| 会社名〔本社所在地〕                                                    | 資本金                  | 議決権比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容                                |
|---------------------------------------------------------------|----------------------|----------|----------------------------------------------|
| Quintus Technologies AB〔スウェーデン〕※1                             | 10百万スウェーデンクローネ       | 100.00   | 等方圧加圧装置及びシートメタルフォーミング装置の設計、製造、販売、サービス        |
| Kobelco Compressors America, Inc.〔米国〕※1                       | 5千米ドル                | 100.00   | プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売             |
| (株)神鋼環境ソリューション〔神戸市〕※2                                         | 6,020百万円             | 80.23    | 各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検  |
| 神鋼環境メンテナンス(株)〔神戸市〕※1                                          | 80百万円                | 100.00   | 水処理施設及び廃棄物処理施設の運転等                           |
| Midrex Technologies, Inc.〔米国〕※1                               | 1千米ドル                | 100.00   | MIDREX® プロセス(直接還元製鉄法)プラントの設計・販売              |
| コベルコ建機(株)〔東京都〕                                                | 16,000百万円            | 100.00   | 建設機械の製造、販売                                   |
| コベルコ建機日本(株)〔千葉県市川市〕※1                                         | 490百万円               | 100.00   | 建設機械の販売、サービス                                 |
| トーヨースギウエ(株)〔高松市〕※1                                            | 350百万円               | 100.00   | 建設機械・産業機械の販売・賃貸・修理・設置の業務                     |
| 神鋼建機(中国)有限公司〔中国〕※1                                            | 2,522,314千元          | 100.00   | 建設機械の販売、サービス                                 |
| 成都神鋼建機融資租賃有限公司〔中国〕※1                                          | 374,199千元            | 88.95    | リース業務                                        |
| 杭州神鋼建設機械有限公司〔中国〕※1                                            | 261,374千元            | 100.00   | 建設機械の製造、販売                                   |
| Kobelco Construction Machinery Southeast Asia Co., Ltd.〔タイ〕※1 | 2,279百万タイバツ          | 100.00   | 建設機械の製造、販売                                   |
| Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd.〔インド〕※1         | 3,312百万インドルピー        | 96.98    | 建設機械の製造、販売、サービス                              |
| Kobelco Construction Machinery Europe B.V.〔オランダ〕※1            | 8,800千ユーロ            | 100.00   | 建設機械の販売、サービス                                 |
| Kobelco International (S) Co., Pte. Ltd.〔シンガポール〕※1            | 1,058百万円             | 100.00   | 建設機械の販売、サービス                                 |
| Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesia〔インドネシア〕※1   | 1,312,592百万インドネシアルピア | 100.00   | 建設機械の販売、サービス                                 |
| Kobelco Construction Machinery USA, Inc.〔米国〕※1                | 2.3千米ドル              | 100.00   | 建設機械の製造、販売、サービス                              |
| (株)コベルコパワー神戸〔神戸市〕                                             | 3,000百万円             | 100.00   | 電力供給                                         |
| (株)コベルコパワー真岡〔栃木県真岡市〕                                          | 600百万円               | 100.00   | 電力供給                                         |
| (株)コベルコパワー神戸第二〔神戸市〕                                           | 300百万円               | 100.00   | 電力供給                                         |
| (株)コベルコ科研〔神戸市〕                                                | 300百万円               | 100.00   | 各種材料の分析・試験、構造物の評価及びターゲット材、半導体・FPD等検査装置の製造、販売 |
| 神鋼投資有限公司〔中国〕                                                  | 1,775,939千元          | 100.00   | 中国における事業統括会社                                 |
| Kobe Steel USA Holdings Inc.〔米国〕                              | 205千米ドル              | 100.00   | 米国における事業会社の株式保有                              |

(関連会社)

| 会社名〔本社所在地〕                          | 資本金          | 議決権比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容                    |
|-------------------------------------|--------------|----------|----------------------------------|
| 関西熱化学(株)〔兵庫県尼崎市〕                    | 6,000百万円     | 24.00    | コークス類その他各種化学工業品の製造、販売            |
| 鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司〔中国〕※1            | 700,000千元    | 49.00    | 高張力冷延鋼板の製造、販売                    |
| Ulsan Aluminum, Ltd.〔韓国〕            | 588,361百万ウォン | 50.00    | アルミ板母材の製造                        |
| PRO-TEC Coating Company, LLC〔米国〕※1  | 123,000千米ドル  | 50.00    | 亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板の製造、販売            |
| Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.〔タイ〕 | 2,830百万タイバーツ | 50.00    | 特殊鋼線材、普通鋼線材の製造、販売                |
| (株)大阪チタニウムテクノロジーズ〔兵庫県尼崎市〕           | 8,739百万円     | 20.93    | スポンジチタン等の製造、販売                   |
| 日本エアロフォージ(株)〔岡山県倉敷市〕                | 1,850百万円     | 40.54    | 大型鍛造品の製造、販売                      |
| (株)ほくとう〔青森県八戸市〕※1                   | 30百万円        | 34.00    | 土木、建設、工作、鉱山、輸送、電気機械等の製作販売、修理及び賃貸 |
| 神鋼商事(株)〔大阪市〕※1※2                    | 5,650百万円     | 35.93    | 鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買及び輸出入              |
| 神鋼リース(株)〔神戸市〕                       | 3,243百万円     | 20.00    | 建設機械・産業機器・事務機器・その他動産のリース・割賦販売    |
| 神鋼不動産(株)〔神戸市〕                       | 3,037百万円     | 25.00    | 不動産分譲、不動産賃貸、保険代理                 |

- (注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。
- (注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。
- (注) 3. 当期において、(株)ほくとうを新たに追加いたしました。
- (注) 4. 前期に記載しておりましたコベルコ鋼管(株)の当社保有の全株式を、2020年4月1日付で、丸一鋼管(株)に譲渡したことから、当期より記載していません。
- (注) 5. 当期において、Kobe Aluminum Automotive Products, LLCは、増資を実施したことから、資本金が154,000千米ドルとなりました。
- (注) 6. Kobe Welding of Korea Co., Ltd.は、2020年5月18日付でKobelco Welding of Korea Co., Ltd.に商号変更しました。
- (注) 7. 当期において、無錫圧縮機股份有限公司の株式を追加取得したことにより、同社は当社の重要な子会社となるとともに、同社に対する当社グループの議決権比率は44.35%から70.00%となりました。
- (注) 8. 当期において、Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesiaは、増資を実施したことから、資本金が1,312,592百万インドネシアルピアとなりました。
- (注) 9. 当期において、神鋼投資有限公司は、増資を実施したことから、資本金が1,775,939千元となりました。
- (注) 10. 当社は、(株)コベルコ マテリアル鋼管の発行済株式の一部をCTJホールディングス2(株)に譲渡することを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症による環境変化を受けて、事業環境の見通しなどが不透明になったことから、2020年12月24日付で、本譲渡の実行を中止することを決議いたしました。
- (注) 11. 次期において、Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.は、増資を決定したことにより、資本金が863百万インドルピーとなる予定です。
- (注) 12. 次期において、当社の汎用圧縮機事業をコベルコ・コンプレッサ(株)に承継させる会社分割を実施し、三浦工業(株)より49%の出資を受けることについて基本合意しました。
- (注) 13. 当社及び神鋼建材工業(株)は、日本製鉄(株)及び日鉄建材(株)と2021年4月1日を目途に日鉄建材(株)の道路関連事業と神鋼建材工業(株)を事業統合すること及びその具体的な条件の検討をすすめることにつき基本合意しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあり、当期末時点では競争法上の手続が完了しておらず、本統合の実施期日を2021年度下期目途へ変更いたしました。
- (注) 14. 当社は、2021年5月13日付で、当社の保有する(株)大阪チタニウムテクノロジーズの発行済株式の一部を売却いたしました。これにより、同社に対する当社の議決権比率は14.95%となり、(株)大阪チタニウムテクノロジーズは当社の関連会社ではなくなりました。

## (6) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,850億円であります。  
当期中に完成及び当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

| 区 分 | 設 備 名                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| 完成  | 当社 加古川製鉄所 自動車用超ハイテンの連続焼鈍設備（鉄鋼アルミ）<br>当社 真岡製造所 アルミパネル材専用の熱処理・表面処理設備（鉄鋼アルミ） |
| 継続中 | (株)コベルコパワー神戸第二 兵庫県神戸市 電力供給設備（電力）                                          |

## (7) 資金調達の状況

当期中においては、社債の発行等特記すべき事項はありません。

## (8) 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

| 借 入 先       | 借入金残高（百万円） |
|-------------|------------|
| (株)みずほ銀行    | 127,529    |
| (株)日本政策投資銀行 | 118,594    |
| (株)三菱UFJ銀行  | 99,424     |
| (株)三井住友銀行   | 82,198     |
| 三井住友信託銀行(株) | 43,557     |

(注) 上記のほか、(株)みずほ銀行、(株)三菱UFJ銀行、及び(株)三井住友銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて74,400百万円ありますが、各借入先の借入金残高には含めておりません。

## (9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

(単位：名)

| 区 分      | 従 業 員 数 |
|----------|---------|
| 鉄鋼アルミ    | 12,424  |
| 素形材      | 6,080   |
| 溶接       | 2,514   |
| 機械       | 4,661   |
| エンジニアリング | 3,524   |
| 建設機械     | 7,917   |
| 電力       | 263     |
| その他又は全社  | 3,134   |
| 合計       | 40,517  |

(注) 従業員数は就業人員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

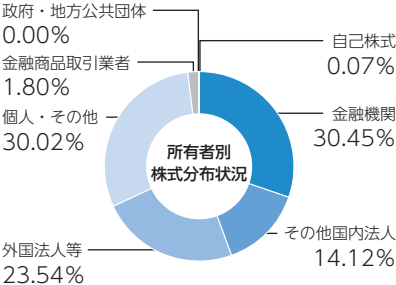
|        |         |
|--------|---------|
| 従業員数   | 11,837名 |
| 前期末比増減 | 277名増   |
| 平均年齢   | 38.9歳   |
| 平均勤続年数 | 15.2年   |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者777名を含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 600,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 364,364,210株 |
| (3) 株主数         | 176,886名     |
| (4) 大株主 (上位10名) |              |



| 株 主 名                              | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) | 当社の大株主への出資状況 |          |
|------------------------------------|----------|----------|--------------|----------|
|                                    |          |          | 持株数 (千株)     | 持株比率 (%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)            | 28,212   | 7.75     | —            | —        |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口)                 | 15,208   | 4.18     | —            | —        |
| 日本製鉄(株)                            | 10,735   | 2.95     | 6,744        | 0.71     |
| 日本生命保険(相)                          | 10,119   | 2.78     | —            | —        |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口5)                | 5,545    | 1.52     | —            | —        |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口9)                | 5,006    | 1.37     | —            | —        |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口6)                | 4,920    | 1.35     | —            | —        |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 4,417    | 1.21     | —            | —        |
| (株)シマブンコーポレーション                    | 4,410    | 1.21     | —            | —        |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口1)                | 4,410    | 1.21     | —            | —        |

- (注) 1. 当社は、自己株式249,871株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- (注) 2. (株)日本カストディ銀行は、JTCホールディングス(株)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び資産管理サービス信託銀行(株)が、2020年7月27日付で合併したものです。
- (注) 3. 当期中に当社が単元未満株式の買取により取得した株式は、5,630株（取得価額の総額は2,804,209円）、単元未満株式の買増請求により処分した自己株式は、503株（処分価額の総額は202,647円）です。
- (注) 4. 当期中に当社が中長期インセンティブ報酬として役員株式給付信託（Board Benefit Trust）を通じて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に交付した株式数は、次のとおりです。株式の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行っており、当期は、その株式給付の期日ではないことから、取締役に株式を付与していません。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、その職責に鑑み、中長期インセンティブ報酬の対象外としております。当社の役員報酬制度については、41～43ページをご参照ください。

|                             | 株 式 数 | 交付対象者数 |
|-----------------------------|-------|--------|
| 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） | 0株    | 0名     |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役（2021年3月31日現在）

| 地 位                   | 氏 名       | 担当・重要な兼職の状況                                                                       |
|-----------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役)      | 山 口 貢     |                                                                                   |
| 取締役副社長執行役員<br>(代表取締役) | 輿 石 房 樹   | 安全衛生部、品質統括部、環境防災部、ものづくり推進部の総括、全社安全衛生の総括、全社品質の総括、全社環境防災の総括                         |
| 取締役副社長執行役員<br>(代表取締役) | 柴 田 耕 一 朗 | 素材系事業の総括、鉄鋼アルミ事業部門長                                                               |
| 取締役副社長執行役員<br>(代表取締役) | 水 口 誠     | 開発企画部、知的財産部、IT企画部の総括、全社技術開発の総括、全社システムの総括、全社自動車プロジェクトの総括                           |
| 取締役副社長執行役員<br>(代表取締役) | 森 崎 計 人   | 機械系事業の総括、エンジニアリング事業部門長、全社建設業の担当                                                   |
| 取締役専務執行役員             | 勝 川 四 志 彦 | 監査部、経営企画部（除く自動車軽量化事業企画室）、経理部、財務部、営業企画部、支社・支店（高砂製作所を含む）、海外拠点（本社所管）の総括              |
| 取締役専務執行役員             | 北 川 二 朗   | 電力事業の総括、電力事業部門長                                                                   |
| 取締役専務執行役員             | 永 良 哉     | コンプライアンス統括部、法務部、コーポレート・コミュニケーション部、総務部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室の総括、全社コンプライアンスの総括 |
| 取締役                   | 北 畑 隆 生   | 当社取締役会議長、丸紅(株) 社外取締役、<br>セーレン(株) 社外取締役、日本ゼオン(株) 社外取締役、<br>学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長     |
| 取締役                   | 馬 場 宏 之   | 積水化成工業(株) 社外取締役                                                                   |
| 取締役                   | 伊 藤 ゆ み 子 | イトウ法律事務所代表、参天製薬(株) 社外監査役                                                          |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤)     | 石 川 裕 士   |                                                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤)     | 対 馬 靖     |                                                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)        | 宮 田 賀 生   | ENEOSホールディングス(株) 社外取締役                                                            |
| 取締役<br>(監査等委員)        | 河 野 雅 明   | 当社監査等委員会委員長、<br>(株) オリエントコーポレーション取締役会長（兼）会長執行役員                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)        | 三 浦 州 夫   | 河本・三浦法律事務所代表、旭情報サービス(株) 社外監査役、<br>住友精化(株) 社外監査役                                   |

(注) 1. 取締役北畑隆生、取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役宮田賀生、取締役河野雅明及び取締役三浦州夫の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、取締役北畑隆生、取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役宮田賀生、取締役河野雅明及び取締役三浦州夫の6氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。

(注) 3. 取締役河野雅明氏は、長年銀行業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (注) 4. 当社は、常勤の監査等委員を監査等委員会にて選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査により、監査等委員会の職務執行をより円滑にするためであります。
- (注) 5. ENEOSホールディングス(株)は、2020年6月25日付で、JXTGホールディングス(株)から商号変更しました。
- (注) 6. 河本・三浦法律事務所は、2020年7月1日付で、河本・三浦・平田法律事務所から名称変更しました。
- (注) 7. 当社と丸紅(株)、日本ゼオン(株)、ENEOSホールディングス(株)、(株)オリエントコーポレーション及び住友精化(株)の間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 8. 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 9. 当期中の退任取締役は、次のとおりであります。

| 地 位            | 氏 名     | 退任年月日      |
|----------------|---------|------------|
| 取締役            | 尾 上 善 則 | 2020年6月24日 |
| 取締役            | 大 濱 敬 織 | 2020年6月24日 |
| 取締役            | 眞 部 晶 平 | 2020年6月24日 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 沖 本 隆 史 | 2020年6月24日 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 千 森 秀 郎 | 2020年6月24日 |

- (注) 10. 2021年4月1日付で、地位もしくは担当が変更になった取締役の変更後の地位及び担当は次のとおりであります。

| 地 位                   | 氏 名       | 担 当                                                                                |
|-----------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役副社長執行役員<br>(代表取締役) | 興 石 房 樹   | 安全・環境部、品質統括部の総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括、全社品質の総括                                        |
| 取締役副社長執行役員<br>(代表取締役) | 柴 田 耕 一 朗 | 事業開発部、知的財産部、IT企画部の総括、全社技術開発の総括、全社システムの総括                                           |
| 取締役副社長執行役員<br>(代表取締役) | 水 口 誠     | 素材系事業の総括、鉄鋼アルミ事業部門長、全社自動車プロジェクトの総括                                                 |
| 取締役執行役員               | 勝 川 四 志 彦 | 経営企画部、財務経理部、海外拠点（本社所管）の総括                                                          |
| 取締役執行役員               | 北 川 二 朗   | 電力事業の総括、電力事業部門長                                                                    |
| 取締役執行役員               | 永 良 哉     | 内部統制・監査部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の総括、全社コンプライアンスの総括 |

#### 【ご参考】当社の執行役員制度について

当社は執行役員制度を導入しており、2021年4月1日現在の執行役員の体制及び担当は、次のとおりであります。なお、変化の激しい事業環境に応じ、柔軟かつ機動的な人材配置を進めていく必要性が高まっていることから、2021年4月1日より、専務・常務の役位を廃止しております。

| 氏 名     | 担 当                                                  |
|---------|------------------------------------------------------|
| 岩 本 浩 樹 | 機械事業部門圧縮機事業部長                                        |
| 岡 野 康 司 | 法務部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室、高砂製作所（直属部門）の担当        |
| 小 椋 大 輔 | 品質統括部、知的財産部の担当、全社安全衛生の担当、全社環境防災の担当、全社品質保証の担当、安全・環境部長 |
| 加 藤 丈 晴 | 素材材事業部門鋳鍛鋼ユニット、チタンユニットの担当                            |

| 氏 名       |  |  |  | 担 当                                                               |
|-----------|--|--|--|-------------------------------------------------------------------|
| 門 脇 良 策   |  |  |  | 素形材事業部門高砂管理部、高砂品質保証部の担当、同アルミ鑄鍛ユニット、鉄粉ユニットの担当                      |
| 上 谷 内 洋 一 |  |  |  | エンジニアリング事業部門原子力・復興センター、CWDセンターの担当                                 |
| 河 原 一 明   |  |  |  | 経営企画部、財務経理部、海外拠点（本社所管）の担当                                         |
| 北 山 修 二   |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所長                                                  |
| 木 本 和 彦   |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当                               |
| 栗 岡 義 紀   |  |  |  | 機械事業部門圧縮機事業部副事業部長、同圧縮機事業部回転機本部長、同圧縮機事業部回転機本部CSエンジニアリング部長          |
| 後 藤 有 一 郎 |  |  |  | 技術開発本部長                                                           |
| 坂 本 浩 一   |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門企画部、技術企画部、システム技術部、同技術開発センターの担当                           |
| 猿 丸 正 悟   |  |  |  | 機械事業部門産業機械事業部長                                                    |
| 末 永 和 之   |  |  |  | 溶接事業部門副事業部門長                                                      |
| 竹 内 正 道   |  |  |  | 機械事業部門長                                                           |
| 谷 川 正 樹   |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門アルミ板ユニット長                                                |
| 中 西 元     |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門自動車板材営業部、名古屋鉄鋼・アルミ板営業部の担当                                |
| 中 村 昭 二   |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門自動車事業企画室、自動車板材商品技術部、同真岡製造所の担当、同自動車板材全般の担当、全社自動車プロジェクトの担当 |
| 中 森 慶 太 郎 |  |  |  | 内部統制・監査部、支社・支店の担当、全社コンプライアンスの担当、総務・CSR部長                          |
| 西 口 昭 洋   |  |  |  | 素形材事業部門長府製造所（直属部門）、大安製造所（直属部門）の担当、同アルミ押出・サスペンションユニット、銅板ユニットの担当    |
| 平 田 誠 二   |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門管理部、安全品質環境部、原料部の担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当                     |
| 松 原 弘 明   |  |  |  | 素形材事業部門技術総括部、品質保証部の担当                                             |
| 三 原 雄 二   |  |  |  | 鉄鋼アルミ事業部門薄板ユニット長                                                  |
| 宮 崎 庄 司   |  |  |  | 素形材事業部門長                                                          |
| 元 行 正 浩   |  |  |  | エンジニアリング事業部門新鉄源センターの担当、同プロジェクトエンジニアリング本部長                         |
| 山 本 明     |  |  |  | 溶接事業部門長、IT企画部の担当、全社システムの担当                                        |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）・執行役員及び当社取締役会決議にて「重要な使用人」として選任された者を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

経営者の適切なリスクテイクを可能とすべく、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟及び株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役の報酬等の総額

| 区 分                        | 人員<br>(名) | 支払総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別総額 (百万円) |           |              | 備 考                                                             |
|----------------------------|-----------|---------------|-----------------|-----------|--------------|-----------------------------------------------------------------|
|                            |           |               | 基本報酬            | 業績連動報酬    | 中長期インセンティブ報酬 |                                                                 |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 14<br>(3) | 449<br>(40)   | 370<br>(40)     | 32<br>(－) | 46<br>(－)    | 報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した社内取締役（監査等委員を除く。）3名、社外取締役（監査等委員）2名を含めております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 7<br>(5)  | 106<br>(44)   | 106<br>(44)     | －<br>(－)  | －<br>(－)     |                                                                 |
| 合 計                        | 21        | 556           | 477             | 32        | 46           |                                                                 |

- (注) 1. 2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額650百万円以内、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額350百万円とし、監査等委員である取締役に対する報酬の上限額を、1事業年度当たり総額132百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、11名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役は、5名（うち、社外取締役は3名）、業績連動報酬の支給対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名です。また、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象に、中長期インセンティブ報酬として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」の導入を決議いただいております。3事業年度分として570百万円を拠出しております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、9名です。
- (注) 2. 役員賞与は支給していません。
- (注) 3. 2019年度の親会社株主に帰属する当期純利益が多額の損失となったこと及び年間配当の見送りを真摯に受け止め、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を、2020年2月より4月まで8～20%、5月より当面の間13～25%を減額しております。
- (注) 4. 業績連動報酬の総額は、支給見込み額であり、中長期インセンティブ報酬の総額は、付与ポイントの費用計上額であります。
- (注) 5. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「役員報酬制度の基本方針」に基づき、指名・報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。
- (注) 6. 2021年3月5日付で、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会にて決議いただいた上限額の範囲内にて、一部役員報酬制度の改正を行っており、2021年4月支給分以降、改正後の報酬制度が適用されます。なお、当該報酬制度につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、同日開催の取締役会にて決議しております。改正後の役員報酬制度の基本方針につきましては、次のとおりです。

##### 【役員報酬制度の基本方針】

##### ① 役員の報酬制度の基本的な考え方

- 1) 当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること。
- 2) 広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること。
- 3) 連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するべく、事業ごとの特性を十分に考慮した制度とすること。
- 4) 報酬制度の在り方、見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討することで、報酬決定にかかる判断の客観性や透明性を確保すること。

##### ② 報酬体系

- 1) 株主総会決議に基づき、取締役会にて個別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員報酬規程細則」、「役員業績連動報酬規程」、「役員株式給付規程」を定めます。
- 2) 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。なお、報酬ランクは、委嘱業務の職責の大きさを考慮して社長が決定し、指名・報酬委員会及び取締役会に報告するものとします。
- 3) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の基準額は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25～30%程度、個人評価反映分は役位・報酬ランク毎の基本報酬の△5～5%程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25～30%程度に設定します。

## 4) 株主総会の決議に基づく、各報酬の限度額等

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬
  - 基本報酬の支給限度額 1 事業年度当たり総額650百万円以内
  - 業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額 1 事業年度当たり総額350百万円
- 監査等委員である取締役の報酬（基本報酬のみ） 1 事業年度当たり総額132百万円

## 【ご参考】役位毎の種類別報酬割合について

役位毎の種類別報酬割合は次のとおりとしており、高い成果、責任が求められる高い役位ほど業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬の比率を高めています。

| 役 位         | 基本報酬 | 業績連動報酬  | 中長期インセンティブ報酬 | 合計   |
|-------------|------|---------|--------------|------|
|             |      | 組織業績反映分 |              |      |
| 取締役社長       | 約63% | 約19%    | 約19%         | 100% |
| 取締役副社長執行役員  | 約63% | 約19%    | 約19%         | 100% |
| 取締役執行役員     | 約67% | 約17%    | 約17%         | 100% |
| 監査等委員である取締役 | 100% | —       | —            | 100% |
| 社外取締役       | 100% | —       | —            | 100% |

※1 業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬は業績に応じて支給額が変動し、その変動範囲は、業績連動報酬の組織業績反映分では基準額の0～200%、中長期インセンティブ報酬では基準額の0～100%です。なお、上表における業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬の割合は、それぞれの支給額が基準額の100%である場合を示しています。また、上表以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の△5～5%の範囲で支給します。

※2 取締役執行役員は標準的な報酬ランクの場合を示しています。

## ③ 業績連動報酬の仕組み

- 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、中期計画に掲げる経営管理指標を基礎として業績目標を設定し、各事業部門も同様に各事業部門毎の業績管理指標を基礎として業績目標を設定の上、それぞれの目標達成度に応じて、役位・報酬ランク毎の基準額に0～200%を乗じて支給額を決定します。なお、算定の基礎となる経営管理指標については、取締役会にて定めます。

## 【ご参考】業績連動報酬のうち組織業績反映分の算定方法

$$\text{業績連動報酬} = \text{役位・報酬ランク毎の基準額※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2}$$

※1 役位・報酬ランク毎の基準額

役位・報酬ランク毎の基準額は、「役員報酬規程細則」において定めています。

※2 評価指標に基づく係数

評価対象期間の親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「当期利益」といいます。）を評価指標とし、以下の算式に基づいて算出します。なお、事業部門業績反映分における適用事業部門は、受給予定者毎に各人の委嘱業務に基づいて決定します。また、委嘱業務が本社部門（技術開発本部含む）、及び電力事業部門の場合は、事業部門業績反映分の対象外とし、以下の算式に関わらず、「全社業績反映分×1.0」にて算出します。

$$\begin{aligned} \text{評価指標に基づく係数 (\%)} &= \frac{\text{(A) 全社業績反映分 (\%)}}{\text{全社連結当期利益}} \times 0.7 + \frac{\text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)}}{\text{各事業部門連結当期利益}} \times 0.3 \\ \text{(A) 全社業績反映分 (\%)} &= \frac{\text{全社連結当期利益}}{\text{全社連結ROA 5\% 相当の当期利益}} \times 100 \\ \text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)} &= \frac{\text{各事業部門当期利益}}{\text{各事業部門連結ROA 5\% 相当の当期利益}} \times 100 \end{aligned}$$

※全社業績反映分、及び事業部門業績反映分は、小数点以下の端数を四捨五入し、それぞれ0%を下回る場合は0%、200%を上回る場合は200%とします。

- 業績連動報酬のうち個人評価反映分は、委嘱業務・事業ユニットの業績、目標達成の度合いその他を含めた総合評価とし、役位・報酬ランク毎の基本報酬に△5～5%を乗じて支給額を決定します。統括役員または事業部門長の評価は社長が決定し、その他執行役員の評価は統括役員または事業部門長が一次評価をし社長が決定します。評価の内容については指名・報酬委員会に報告するものとします。
- 役位・報酬ランク毎の基準額、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員業績連動報酬規程」に定めます。
- 経営管理指標は、事業報告にて開示します。

(注) 2020年度までは、戦略投資の着実な立上げによる収益の底上げを重要な経営課題として、戦略投資を含む総資産からどれだけ利益を得られたかを重要視するため、中期経営計画に掲げていた「連結ROA 5 %以上」を指標としておりました。2021年度以降についても新たな中期経営計画で重視するROIC等の経営管理指標に基づく評価指標を設定することで、資本コストを意識した経営資源の効率化と経営基盤の強化を促進してまいります。

【ご参考】業績連動報酬のうち組織業績反映分に係る経営管理指標の基準値及び実績

|           |       |      |
|-----------|-------|------|
| 2020年度基準値 | 連結ROA | 5.0% |
| 2020年度実績  | 連結ROA | 0.6% |

#### ④ 中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 1) 中長期インセンティブ報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託（Board Benefit Trust）と称される仕組みを採用します。株式給付については、役位・報酬ランク毎の基準額を元に算出された基準ポイント数に、毎期の全社の当期利益及び配当実施状況に応じて0～100%を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定期日に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。
- 2) 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員株式給付規程」に定めます。
- 3) 信託による株式取得資金として原則として、3年毎に1,100百万円を拠出します。ただし、信託期間の末日に信託財産内に残存株式がある場合には、以降の信託対象期間における原資に充当し、1,100百万円から残存株式等の金額を控除した金額を拠出額とします。

【ご参考】中長期インセンティブ報酬付与のポイントの算定方法

$$\text{付与ポイント数} = \text{役位・報酬ランク毎の基準ポイント数} \times \text{評価指標に基づく係数} \times 2$$

※ 1 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数

役位・報酬ランク毎の基準ポイント数は、「役員報酬取扱細則」において定めています。

※ 2 評価指標に基づく係数

配当及び当期利益の実績に応じて決定しています。

【ご参考】中長期インセンティブ報酬に係る指標の最近事業年度の基準値及び実績

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 2020年度基準値 | 当期利益 | 730億円 |
| 2020年度実績  | 当期利益 | 232億円 |

#### ⑤ 報酬額の決定及び支給の時期

- 1) 基本報酬は、役位・報酬ランクに基づく基本報酬を12か月で割った月額を役員就任月より毎月支給いたします。月の途中で委嘱業務の異動等により基本報酬に変更が生じた場合は、変更翌月より変更後の報酬を支給します。
- 2) 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、毎事業年度終了後、算定式に基づき決定し、定時株主総会の実施月の翌月末までに一括支給いたします。個人業績反映分は、毎事業年度終了後に個人評価結果に応じて算定式に基づき決定した金額を12か月で割り、毎月の基本報酬と合わせて支給します。
- 3) 中長期インセンティブ報酬は、毎事業年度終了後に算定式に基づきポイントを決定し毎年6月30日に付与します。株式等の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行います。

#### ⑥ 報酬水準の決定方法

外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

#### ⑦ 報酬の方針の決定・検証方法

- 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- 2) 報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役会に上程し、取締役会にて決議します。

【ご参考】最近事業年度における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

取締役会

- 2020年2月：指名・報酬委員会の答申に基づき、基本報酬の減額を決議
- 2020年5月：指名・報酬委員会の答申に基づき、基本報酬の減額幅の拡大を決議
- 2021年2月：指名・報酬委員会の答申に基づき、役員報酬制度の見直しを決議
- 2021年5月：指名・報酬委員会の答申に基づき、2020年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬額を決議

指名・報酬委員会

- 2020年2月：基本報酬の減額について審議し、取締役会に答申
- 2020年5月：基本報酬の減額幅の拡大について審議し、取締役会に答申
- 2021年2月：役員報酬制度の見直しについて審議し、取締役会に答申
- 2021年5月：2020年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬算定に係る係数について審議し、取締役会に答申

## (5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

|                         | 取締役会<br>出席回数<br>(出席率) | 監査等委員会<br>出席回数<br>(出席率) | 取締役会・監査等委員会における発言状況及び<br>社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>北畑 隆生            | 15回中15回<br>(100%)     | —                       | 行政官としての幅広い経験に基づく産業界全般に対する高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、取締役会議長及び指名・報酬委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。                                                                          |
| 取締役<br>馬場 宏之            | 15回中15回<br>(100%)     | —                       | 産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っております。                                                                                                                                           |
| 取締役<br>伊藤 ゆみ子           | 15回中14回<br>(93%)      | —                       | 弁護士としての法曹界における経験、産業界における当社とは異なる事業領域での法務領域を中心とした責任者を含めた経営者としての豊富な経験から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っております。                                                                                                               |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>宮田 賀生 | 15回中15回<br>(100%)     | 17回中17回<br>(100%)       | 産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、海外事業法人の社長を含む経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。                                                         |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>河野 雅明 | 11回中11回<br>(100%)     | 11回中11回<br>(100%)       | 金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識など、金融界における知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員会委員長及び指名・報酬委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。 |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>三浦 州夫 | 11回中11回<br>(100%)     | 11回中11回<br>(100%)       | 裁判官及び弁護士としての法曹界における豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、コンプライアンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。       |

(注) 取締役河野雅明氏及び取締役三浦州夫氏が取締役に就任した2020年6月24日以降、取締役会は11回、監査等委員会は11回開催されています。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分 |                               | 支 払 額 (百万円) |
|-----|-------------------------------|-------------|
| ①   | 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額        | 153         |
| ②   | 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 474         |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの金額の合計額を記載しております。

(注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査実施計画について、その監査範囲・活動内容が合理的に設定されていること、また、監査品質の維持、監査の効率化にも配慮しながら、適切かつ十分な監査日数と監査要員を確保していることを確認するとともに、取締役等から、監査報酬の決定方針及び監査日数と報酬単価の精査を通じて報酬見積り額の算定根拠等について説明を受け、過去の報酬実績も踏まえ、その適切性・相当性を検証した結果、本年度の会計監査人に対する報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(注) 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「事業管理に関するアドバイザリー業務」等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（いわゆる「内部統制システムの基本方針」）は、次のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループが持続的に発展をしていくために、社会に対する約束事でありグループで共有する価値観として定めた『KOBELCOの3つの約束』及びこの約束を果たすためにグループ全社員が実践する具体的な企業行動規範として定めた『KOBELCOの6つの誓い』をコンプライアンスの規範・基準とする。当社グループのコンプライアンス推進活動は、『神戸製鋼グループ・コンプライアンスプログラム』をベースに計画・実行する。当社及び主要グループ会社においては、取締役会の諮問機関として社外委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ社会規範や法令等の遵守体制を構築する。

#### ② 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目の重要度に応じた予防保全策及びリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。リスク管理活動は、事業活動と連動して展開し、企業価値を毀損する可能性のあるリスクに適切に対応する。また、この体制については、内部監査部門により適切性や有効性の検証を実施する。

#### ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査等委員会設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレート・ガバナンス機能の中心となる当社取締役会に監査等委員である社外取締役に加えて、監査等委員でない社外取締役に選任する。

また、「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくための経営システムとして「事業部門制」を採用している。素材系・機械系・電力をそれぞれ総括する取締役を配置し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が各事業部門の業務を執行する。また、リスク管理を総括する取締役、品質を総括する取締役を配置し、各事業部門の業務執行に対するモニタリング機能の強化とともにガバナンス強化も図っている。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

#### ⑥ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『グループ会社管理規程』に従い、グループ会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

また、当社グループとして最低限整備すべきルールを「グループ標準」として定め、当社の全ての子会社がこの標準に沿って自社の規程を整備する体制とすることとし、今後「グループ標準」に基づくリスク管理の教育・浸透・推進を図るとともに、子会社は事業を取り巻くリスクについて、『リスク管理規程』に従い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して現状評価を行ない適切な予防保全策を立案する。

また、子会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・監督する。

さらに『KOBELCOの3つの約束』及び具体的な企業行動規範としての『KOBELCOの6つの誓い』を共有し、『神戸製鋼グループ・コンプライアンスプログラム』をベースに、コンプライアンス委員会の設置や、内部通報制度の整備等といった取組みを子会社に対して求め、法令等遵守体制を構築する。

ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

**⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、同取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の同取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査等委員会と事前に協議する。

事務局の使用人は「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査等委員会監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

**⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、その取締役、監査役、使用人から監査等委員会に対して報告を行なうとともに、監査等委員会事務局及び特定監査を含めた当社の内部監査部門は、監査等委員会に対してグループ全体のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行なう。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査等委員会に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

**⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

なお、監査等委員会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

**⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受け、他、監査等委員会と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

(注) 1. 直接出資に限らず間接出資を含めた子会社を「グループ会社」として管理対象にしております。  
(注) 2. 上記は、当期において運用されたものであります。なお、本年3月29日開催の取締役会において、本年4月1日に実施した経営体制の見直し等を反映した改訂を決議いたしました。新たな内部統制システムの基本方針につきましては、当社ホームページ (<https://www.kobelco.co.jp>) に本定時株主総会の参考情報として掲載しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

- ・ **コンプライアンス委員会の開催**  
取締役会の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を2回開催し、前年度活動実績の報告と年度計画の策定・承認等を実施いたしました。
- ・ **神戸製鋼グループ・コンプライアンスプログラムの実行**  
「神戸製鋼グループ・コンプライアンスプログラム」に基づき、「トップコミットメント」と「教育」に注力した取組みを実施いたしました。また、一部の国内グループ会社にて同プログラムを先行導入し、コンプライアンス体制、競争法、贈収賄防止、安全保障貿易管理についての活動状況診断を実施いたしました。
- ・ **コンプライアンス研修の実施**  
当社グループで実施すべきコンプライアンス教育を「階層別」、「個別法令」、「役割別」に体系化し、オンライン研修等に切り替えながら、計画通り実施いたしました。
- ・ **モニタリング活動/内部通報制度の利用状況**  
競争法や安全保障貿易管理等に関する定期モニタリングを実施いたしました。内部通報制度では、国内外グループ会社分を含め112件の通報を受け付け、適宜対応を実施いたしました。対応状況についてはコンプライアンス委員会に報告を実施いたしました。
- ・ **コンプライアンス意識調査の実施**  
今年度も当社及び国内グループ会社でコンプライアンス意識調査を実施し、その結果も踏まえ2021年度のコンプライアンス推進活動を計画いたしました。

### ② リスクマネジメントについて

当社グループではグループの企業価値を毀損する可能性のあるリスクに対して適切に対応するため、「リスク管理活動」に取り組んでおります。

- ・ **重要度の高いリスクへの対応**  
リスク発生時の影響が重大でグループ全体に及ぶと想定される重要度の高いリスクにつき、リスクオーナー（担当役員）のもとリスク管理活動を推進しています。活動計画や実施状況等は取締役会に報告され、経営トップは活動の状況を確認しております。
- ・ **リスク管理活動の実施**  
リスクオーナーの指示のもと、各部門のリスク対策実行責任者は「リスクの抽出・点検」→「リスク管理計画の策定」→「実行」→「点検」→「次年度への改善点の反映」のサイクルでリスク管理活動を実施いたしました。この活動結果を経営トップが確認したうえで、次年度以降の計画に繋げており、この運用はグループ各社にも積極的に展開しております。なお、2021年度からは、経営審議会の補佐機関として新たに設置したリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント全般に関する基本方針やリスクマネジメントの重要課題に関する具体的な方針を立案・評価する体制に移行し、実効性の向上を図ってまいります。

### ③ 取締役の職務の執行の効率性の確保に対する取組み

取締役会の議論の活性化、監督機能向上のため、取締役会実効性評価を実施しております。各取締役に、前年度の実効性評価結果や当社の経営課題等を踏まえたアンケート、ヒアリングを実施し、取締役会での議論を経て、その結果を当社ホームページで開示するとともに、抽出された課題に対し、取締役会事務局が中心となって対応を進めました。

また、事業戦略等経営に関する方向性等の議論のため、経営審議会を24回開催いたしました。経営審議会には常勤の監査等委員が出席し、監査等委員会への情報提供を行うことで監督機能の向上を図っております。このほか、独立社外取締役会議を開催し情報共有を行うことで監督機能の向上を図っております。

### ④ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取組みの状況

- ・ **監査等委員会のモニタリング**  
業務執行状況に関するモニタリングのため業務執行取締役、事業部門長、執行役員に対する面談を実施いたしました。また、子会社の往査、事業部門の企画管理部門、海外統括会社のヒアリングを実施いたしました。このほか、子会社監査役の活動状況の聴取を実施いたしました。  
なお、2017年10月に公表した当社グループにおける品質不適切行為の再発防止策の実行状況をはじめ、今後の信頼回復と向上、当該事案の風化防止に向けた活動を引き続き注視してまいります。
- ・ **内部統制部門及び会計監査人と連携状況**  
会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、監査の実施経過について適宜報告を受けております。  
内部監査部門からは定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、内部監査部門、内部統制部門の双方から、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けております。

### (3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

#### ① 基本方針の内容

当社は、明治38年の創立から110年を超える歴史の中で、独自の事業領域を形成してまいりました。特に、当社の素材系事業や機械系事業は事業の裾野が非常に広く、これらの事業分野を構成する個別の事業の多様性を前提として初めて創出されるシナジーが存在いたします。また、これらの事業は、研究開発や生産現場で果敢な挑戦を続ける当社従業員をはじめ、当社との間で長年に亘り信頼関係を培ってきた輸送機やエネルギー・インフラ分野をはじめとする国内外の取引先ならびに顧客等の多様なステークホルダーによって支えられております。さらに、当社は、素材系事業における代替困難な素材や部材、機械系事業における省エネルギーや環境に配慮した製品等、当社独自の多彩な製品群を幅広い顧客に供給するとともに、電力事業においても極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、社会的にも大きな責任を担っているものと考えております。当社は、こうした各事業間における技術の交流・融合によるシナジー効果や、独自・高付加価値製品の提供とこれにより構築されたステークホルダーとの信頼関係、社会的インフラ提供の責務と社会の皆様からの信頼こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、上場会社として、株式の自由な取引の中で、上記のような源泉から生み出される当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の異動を伴う当社株券等に対する大規模な買付行為であっても、当然は認められるべきであると考えておりますが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等の当社の企業価値を生み出す源泉を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、関連する法令の許容する範囲内において、適切な対応をとることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めなければならないと考えております。

#### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

##### (i) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社は、グリーン社会の実現への貢献、安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献など、当社グループ独自の技術による社会課題の解決を通じた競争優位性の発揮と、それを支えるガバナンスの追求により企業価値向上を図るため「KOBELCOグループ中期経営計画(2021～2023年度)」の実現に取り組んでおります。

今後も、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人が夢や希望を叶えられる世界」の実現に向け、当社グループのもつ個性と技術を活かし合い、素材系事業、機械系事業、電力事業を3本柱として、社会課題の解決を通じた企業価値の向上を目指してまいります。

※ 「KOBELCOグループ中期経営計画(2021～2023年度)」の内容の詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.kobelco.co.jp>)のプレスリリース欄をご参照ください。

## (ii) コーポレートガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が必要であると考えております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行、取締役会メンバーの見直し、社外委員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会やコーポレートガバナンス委員会をはじめとした諮問機関の設置による監督機能向上、役員報酬制度の見直し等の様々な取組みを通じて、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今後も、当社は、コーポレートガバナンス委員会が中心となって、取締役会実効性評価の結果等を踏まえながら、更なるコーポレートガバナンスの強化に向けて、継続的に検討を進めてまいります。

## ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模な買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものいたします。

また、仮に大規模な買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、適宜、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めてまいります。

なお、上記②および③に記載の取組みは、上記①に記載の方針に従い、当社の企業価値および株主共同の利益に沿うものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないます。

以上

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

| 科 目               |  | 金 額       | 科 目                     |  | 金 額       |
|-------------------|--|-----------|-------------------------|--|-----------|
| 資 産 の 部           |  |           | 負 債 の 部                 |  |           |
| 流 動 資 産           |  | 1,156,180 | 流 動 負 債                 |  | 815,747   |
| 現 金 及 び 預 金       |  | 262,345   | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       |  | 382,751   |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 |  | 313,994   | 短 期 借 入 金               |  | 161,803   |
| 有 価 証 券           |  | 55,199    | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債     |  | 20,572    |
| 商 品 及 び 製 品       |  | 169,717   | 未 払 金                   |  | 85,023    |
| 仕 掛 品             |  | 122,114   | 未 払 法 人 税 等             |  | 9,587     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   |  | 158,442   | 賞 与 引 当 金               |  | 18,655    |
| そ の 他             |  | 76,792    | 製 品 保 証 引 当 金           |  | 15,780    |
| 貸 倒 引 当 金         |  | △2,427    | 受 注 工 事 損 失 引 当 金       |  | 18,562    |
| 固 定 資 産           |  | 1,426,693 | 債 務 保 証 損 失 引 当 金       |  | 924       |
| 有 形 固 定 資 産       |  | 1,078,619 | 顧 客 補 償 等 対 応 費 用 引 当 金 |  | 1,397     |
| 建 物 及 び 構 築 物     |  | 247,469   | そ の 他                   |  | 100,688   |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 |  | 441,128   | 固 定 負 債                 |  | 997,750   |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 |  | 14,935    | 社 債                     |  | 61,050    |
| 土 地               |  | 134,961   | 長 期 借 入 金               |  | 744,382   |
| 建 設 仮 勘 定         |  | 240,123   | リ ー ス 債 務               |  | 59,970    |
| 無 形 固 定 資 産       |  | 36,565    | 繰 延 税 金 負 債             |  | 6,638     |
| ソ フ ト ウ エ ア       |  | 19,538    | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 |  | 3,251     |
| そ の 他             |  | 17,026    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       |  | 84,135    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   |  | 311,508   | 環 境 対 策 引 当 金           |  | 1,799     |
| 投 資 有 価 証 券       |  | 172,415   | 解 体 撤 去 関 連 費 用 引 当 金   |  | 1,620     |
| 長 期 貸 付 金         |  | 3,658     | そ の 他                   |  | 34,901    |
| 繰 延 税 金 資 産       |  | 69,262    | 負 債 合 計                 |  | 1,813,498 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 |  | 19,456    | 純 資 産 の 部               |  |           |
| そ の 他             |  | 65,169    | 株 主 資 本                 |  | 719,789   |
| 貸 倒 引 当 金         |  | △18,454   | 資 本                     |  | 250,930   |
| 資 産 合 計           |  | 2,582,873 | 資 本 剰 余 金               |  | 102,228   |
|                   |  |           | 利 益 剰 余 金               |  | 368,892   |
|                   |  |           | 自 己 株 式                 |  | △2,261    |
|                   |  |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |  | △9,427    |
|                   |  |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |  | 15,757    |
|                   |  |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           |  | △13,764   |
|                   |  |           | 土 地 再 評 価 差 額 金         |  | △3,406    |
|                   |  |           | 為 替 換 算 調 整 勘 定         |  | △4,568    |
|                   |  |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 |  | △3,444    |
|                   |  |           | 非 支 配 株 主 持 分           |  | 59,013    |
|                   |  |           | 純 資 産 合 計               |  | 769,375   |
|                   |  |           | 負 債 純 資 産 合 計           |  | 2,582,873 |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 金 額     |           |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------|-----------|
| 売   | 上 |   |   |   |   |   |   |   | 高 |         | 1,705,566 |
| 売   | 上 |   |   | 原 |   |   |   |   | 価 |         | 1,482,378 |
|     | 売 | 上 | 総 |   | 利 |   |   |   | 益 |         | 223,188   |
| 販   | 売 | 費 | 及 | び | 一 | 般 | 管 | 理 | 費 |         | 192,789   |
|     | 営 |   | 業 |   | 利 |   |   |   | 益 |         | 30,398    |
| 営   |   | 業 |   | 外 |   |   | 収 |   | 益 |         |           |
|     | 受 | 取 | 利 | 息 | 及 | び | 配 | 当 | 金 | 4,889   |           |
|     | そ |   |   | の |   |   |   |   | 他 | 20,116  | 25,006    |
| 営   |   | 業 |   | 外 |   |   | 費 |   | 用 |         |           |
|     | 支 |   | 払 |   |   |   | 利 |   | 息 | 11,526  |           |
|     | そ |   |   | の |   |   |   |   | 他 | 27,690  | 39,216    |
|     | 経 |   | 常 |   |   |   | 利 |   | 益 |         | 16,188    |
| 特   |   | 別 |   |   |   |   | 利 |   | 益 |         |           |
|     | 固 | 定 | 資 | 産 | 売 | 却 |   |   | 益 | 9,900   |           |
|     | 段 | 階 | 取 | 得 | に | 係 | る | 差 | 益 | 3,259   |           |
|     | 投 | 資 | 有 | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 | 益 | 2,909   | 16,069    |
| 特   |   | 別 |   |   |   |   | 損 |   | 失 |         |           |
|     | 減 |   | 損 |   |   |   | 損 |   | 失 | 13,509  | 13,509    |
|     | 税 | 金 | 等 | 調 | 整 | 前 | 当 | 期 | 純 | 利       | 益         |
|     | 法 | 人 | 税 | 、 | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 事       | 業         |
|     | 法 | 人 | 税 | 等 |   |   | 調 | 整 | 額 | 9,585   |           |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   | △13,490 | △3,904    |
|     | 当 |   | 期 |   |   |   | 純 |   | 利 | 益       | 22,653    |
|     | 非 | 支 | 配 | 株 | 主 | に | 帰 | 属 | す | る       | 当         |
|     | 親 | 会 | 社 | 株 | 主 | に | 帰 | 属 | す | る       | 当         |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 期       | 純         |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 損       | 失         |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   | △580    |           |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 23,234  |           |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                  |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>807,636</b>   |
| 現金及び預金          | 140,523          |
| 受取手形            | 1,336            |
| 売掛金             | 108,767          |
| 有価証券            | 454              |
| 商品及び製品          | 55,199           |
| 仕掛品             | 77,942           |
| 原材料及び貯蔵品        | 89,825           |
| 前払費用            | 107,861          |
| 短期貸付金           | 101,170          |
| 未収金             | 3,168            |
| その他金            | 75,278           |
| 貸倒引当金           | 32,712           |
|                 | 13,439           |
|                 | △45              |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>1,009,814</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>571,739</b>   |
| 建物              | 91,259           |
| 構築物             | 46,685           |
| 機械及び装置          | 283,896          |
| 車両運搬具           | 899              |
| 工具、器具及び備品       | 7,366            |
| 建設仮勘定           | 65,272           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>76,358</b>    |
| ソフトウェア          | 14,734           |
| 施設利用権           | 12,952           |
| その他の資産          | 326              |
|                 | 1,455            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>423,340</b>   |
| 投資有価証券          | 73,836           |
| 関係会社株式及び出資金     | 194,965          |
| 長期貸付金           | 107,431          |
| 前払年金費用          | 17,836           |
| 繰延税金資産          | 19,726           |
| その他金            | 14,688           |
| 貸倒引当金           | △5,144           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>1,817,450</b> |

| 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|
| <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 負 債</b>       | <b>619,865</b>   |
| 買掛金                  | 239,724          |
| 短期借入金                | 101,363          |
| 1年内償還予定の社債           | 4,716            |
| 未払金                  | 20,000           |
| 未払費用                 | 69,491           |
| 未払法人税等               | 20,354           |
| 前受り金                 | 592              |
| 前払金                  | 121,966          |
| 前払費用                 | 6,480            |
| 賞与引当金                | 269              |
| 製品保証引当金              | 6,606            |
| 受注工事損失引当金            | 4,650            |
| 環境対策引当金              | 15,293           |
| 顧客補償等対応費用引当金         | 1,273            |
| その他金                 | 1,260            |
|                      | 5,821            |
| <b>固 定 負 債</b>       | <b>679,340</b>   |
| 社債                   | 60,000           |
| 長期借入金                | 534,585          |
| 退職給付引当金              | 39,630           |
| 環境対策引当金              | 36,142           |
| 解体撤去関連費用引当金          | 1,058            |
| 資産除却引当金              | 1,620            |
| その他金                 | 738              |
|                      | 5,563            |
| <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,299,205</b> |
| <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| <b>株 主 資 本</b>       | <b>507,565</b>   |
| 資本金                  | 250,930          |
| 資本剰余金                | 100,789          |
| 資本準備金                | 100,789          |
| 利益剰余金                | 157,148          |
| その他の利益剰余金            | 157,148          |
| 特別償却準備金              | 129              |
| 固定資産圧縮積立金            | 1,925            |
| 繰越利益剰余金              | 155,093          |
| <b>自 己 株 式</b>       | <b>△1,302</b>    |
| 評価・換算差額等             | 10,680           |
| その他の有価証券評価差額金        | 11,191           |
| 繰延ヘッジ損益              | △511             |
| <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>518,245</b>   |
| <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,817,450</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |                |
|-----------------|--------|----------------|
| 売上高             |        | 924,648        |
| 売上原価            |        | 863,277        |
| <b>売上総利益</b>    |        | <b>61,370</b>  |
| 販売費及び一般管理費      |        | 74,581         |
| <b>営業損失</b>     |        | <b>△13,210</b> |
| 営業外収益           |        |                |
| 受取利息及び配当金       | 21,023 |                |
| その他の            | 15,483 | 36,506         |
| 営業外費用           |        |                |
| 支払利息            | 5,941  |                |
| その他の            | 24,989 | 30,930         |
| <b>経常損失</b>     |        | <b>△7,634</b>  |
| 特別利益            |        |                |
| 固定資産売却益         | 2,781  |                |
| 関係会社株式売却益       | 5,386  | 8,167          |
| 特別損失            |        |                |
| 減損損失            | 2,912  |                |
| 関係会社株式評価損       | 2,313  | 5,225          |
| <b>税引前当期純損失</b> |        | <b>△4,691</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | △5,877 |                |
| 法人税等調整額         | △6,702 | △12,580        |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>7,888</b>   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

以下の事項につきましては、当社ホームページに掲載しております。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

<https://www.kobelco.co.jp>

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 神 戸 製 鋼 所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大 槻 櫻 子 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 塚 本 健 ㊞   |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が

ないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 神戸製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大 槻 櫻 子 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 塚 本 健 ㊞   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がな

いかなうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第168期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制（財務報告の適正性を確保するための体制を含む。以下「内部統制システム」という。）に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びこれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 企業集団の内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社グループにおける品質不適切行為につきましては、グループ全体で信頼回復に向けた活動に継続的に取り組んでおり、監査等委員会として、再発防止策が予定通り進捗していることを確認しております。今後当社は更なる信頼回復と向上、当該事案の風化防止に向け取り組む方針であり、その活動を引き続き注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 神戸製鋼所 監査等委員会

監査等委員長 河 野 雅 明 ㊞

監査等委員（常勤） 石 川 裕 士 ㊞

監査等委員（常勤） 対 馬 靖 ㊞

監査等委員 宮 田 賀 生 ㊞

監査等委員 三 浦 州 夫 ㊞

(注) 監査等委員河野雅明、監査等委員宮田賀生、監査等委員三浦州夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上